

山口市協働推進プラン

～ **自立と共生の地域社会を目指して** ～

平成21年3月

山 口 市

目 次

ページ

第1編 本編

第1章 なぜ、このプランが必要なのか 1

1 策定の背景	1
(1) 社会経済情勢の変化	1
(2) 市民ニーズの多様化・高度化	1
(3) 地方分権の進展	1
(4) 新しい公共空間の形成	2
(5) 参加意識の高まりと新しい公共空間の担い手の出現	4
2 策定の目的	4
(1) 総合計画の推進	4
(2) 協働を推進するための基本的な計画の明示	4
(3) 協働推進体制の土壌づくりと協働のガイドライン	5
3 協働推進プランの位置づけ	5
4 計画期間	6

第2章 このプランでどのような姿を目指すのですか 7

1 本市の現状と課題	7
2 本市の目指す姿	9
3 数値目標	10

第3章 協働によるまちづくりとは、どういうことですか 11

1 協働とは	11
(1) 協働の定義	11
(2) 協働の効果	12
(3) 協働の領域	14
(4) 協働に適した分野や事業	15
(5) 協働の形態	16
2 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割	18
(1) 市民一人ひとりの役割	18
(2) 地域コミュニティの役割	18
(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の役割	20
(4) 事業者の役割	23
(5) 教育機関の役割	23
(6) 行政の役割	23

3 協働に向けての基本的な考え方	24
(1) 目的共有	24
(2) 相互理解	24
(3) 相互尊重・対等な関係	24
(4) 自主性・自立性の尊重	25
(5) 情報公開・情報共有	25
(6) 評価	25

第4章 具体的にどのようなことをするのですか	26
------------------------	----

1 推進方針、推進施策	26
2 推進項目	27

第5章 協働を着実に進めるには	31
-----------------	----

1 地域づくり協議会と地域交流センター	31
(1) 地域づくり協議会	31
(2) 地域交流センター	34
2 市民活動支援センター「さぼらんて」	35
3 提案型協働事業	37
(1) 行政提案型協働事業と市民提案型協働事業	37
(2) 事業推進体制	38
4 協働の評価	38

第2編 実行計画

推進項目一覧表	41
年度別実行計画	43



第1編

本編



第1章 なぜ、このプランが必要なのか

1 策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

少子・高齢化や情報化・国際化の進展、環境問題の深刻化、長引く経済の低迷など、社会環境が大きく変化していく中で、山口市は、多くの社会的な課題や地域課題に直面しています。また、国・地方ともに厳しい財政運営を求められています。

しかし、右肩上がりの高度経済成長期のように、行政や事業者を中心とする社会システムでは、これら課題のすべてに対応していくことが難しくなっています。

(2) 市民ニーズの多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民のライフスタイル（生活様式）や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、十分に市民のニーズ（要望）に対応できなくなってきました。

また、核家族化などにより以前は家族で完結していたような子育てや介護がその中で完結できず、行政に委ねられ、行政需要も拡大してきました。



(3) 地方分権の進展

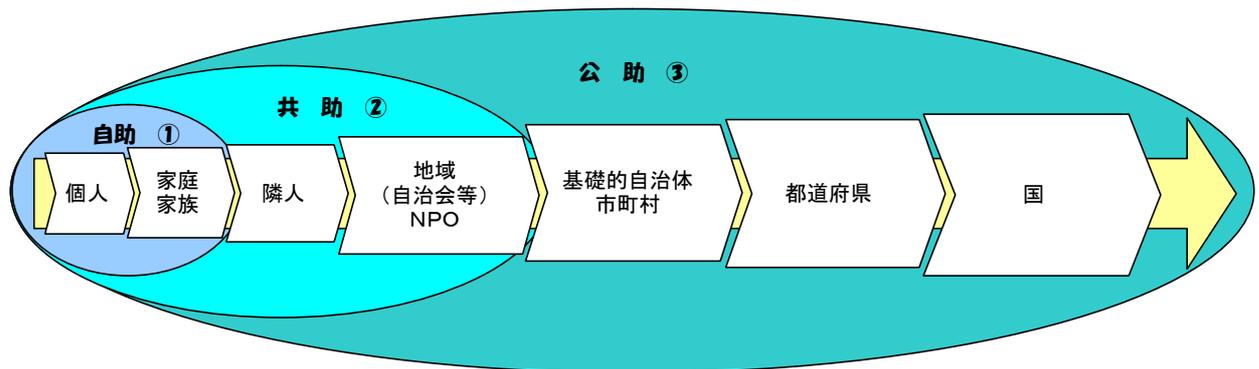
平成 12 年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体は、主従の関係から対等な関係になりました。この地方分権の推進は、明治維新、戦後の改革に次ぐ第三の改革とも言われています。地方自治体は、自らの責任と判断で地域・市民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことです（自己決定、自己責任）。市民自身が主体的に対応し、市民だけでは対応しきれないものは地域や基礎自治体である市町村に、またより広域的な問題は県、さらに国というように、今までとは逆の発想が求められています。（補完性の原理）

補完性の原理とは

個人（家庭）が自立した生活を送ることを基本として、援助が必要な身近な課題は、地縁や社会的な使命を持った市民活動が支え、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担うという自治における基本的な考え方で、ひとことで言えば問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方をいうものです。

コミュニティの広がり



- ① 個人や家庭（家族）でできることは、個人や家庭で解決する（自助）。
- ② 個人や家庭で解決できないときは、地域あるいは市民活動団体（NPO）などがサポートする（共助）。
- ③ ①や②で、どうしても解決できない問題について、はじめて政府（自治体、国）が問題解決に乗り出す（公助）。

(4) 新しい公共空間の形成

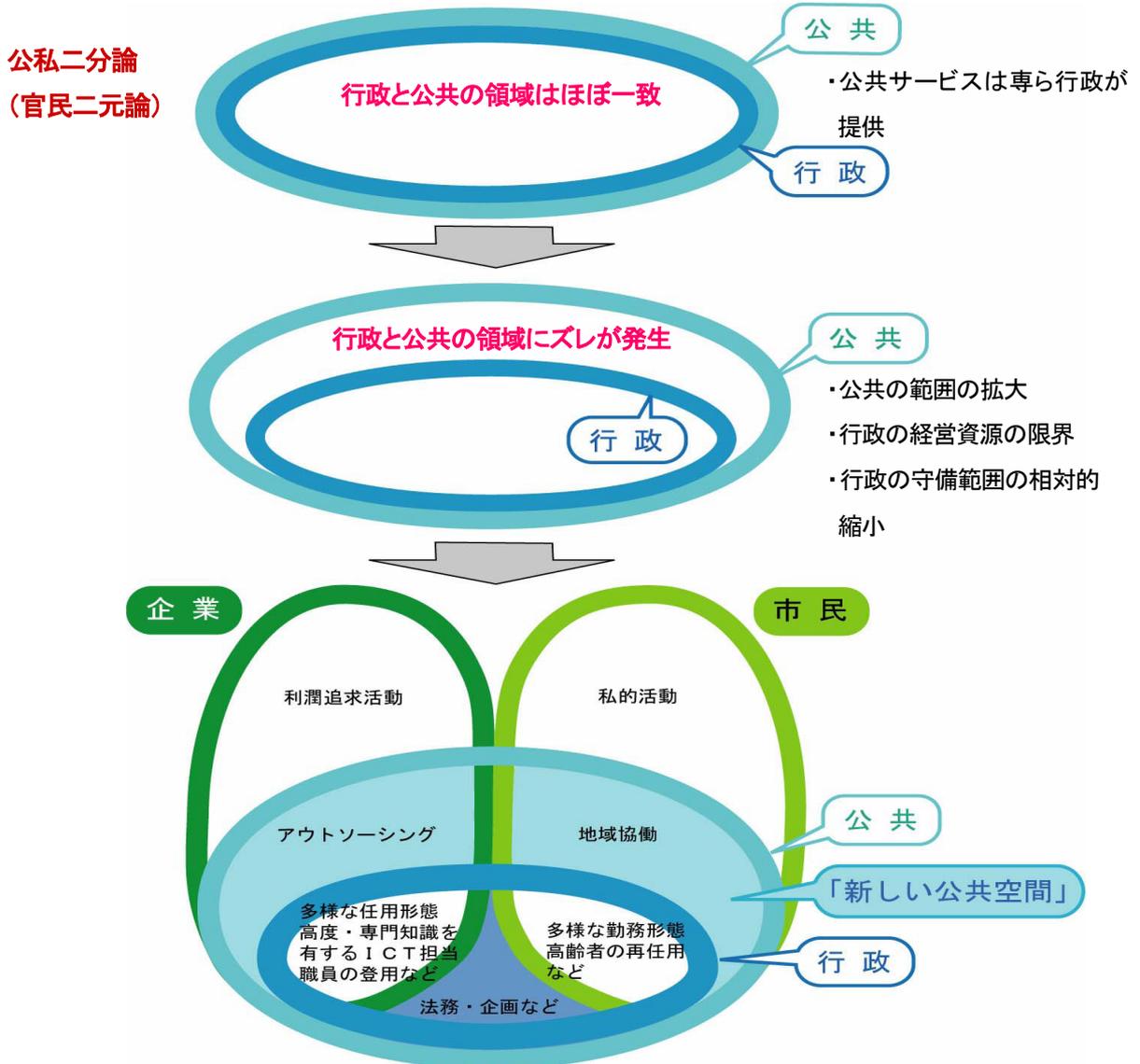
従来は、「公共サービスはもっぱら行政により提供されるもの（公共＝行政）」という考え方が主流でした。核家族化の進展などによって、以前は地域や家庭で完結していた子育てや介護などの問題の解決が行政に委ねられたことで、「公共」の領域は拡大し続けてきました。

しかし、限られた財源の中で、公平・画一的な行政サービスで多様な市民ニーズに対応できる領域が相対的に縮小してきており、拡大する「公共」の領域と行政が提供できるサービスの領域にズレが生じてきています。このズレが「新しい公共空間」の領域です。

この「新しい公共空間」の担い手として、自治会をはじめとする地域コミュニティや、NPO（※）やボランティア団体などの市民活動団体、事業者等の様々なまちづくりの主体が期待されています。

※ NPO…Non(非)–Profit(利益)–Organization(組織) の略で、営利を目的としないで、社会的使命(ミッション)の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれています。

「新しい公共空間」の形成イメージ



「分権型社会における自治体経営の刷新戦略（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 平成17年3月）」を一部加工

(5) 参加意識の高まりと新しい公共空間の担い手の出現（市民の活動の活発化）

社会経済情勢や価値観の変化により、公共サービスに対する市民のニーズも多様化・高度化していますが、行政のみがこれらに対応していくには、質的・量的にも限界があります。市民のニーズも様々なレベル（水準・程度）があり、行政でなければ対応できないものや、市民活動団体や地域コミュニティなどでも対応し得るものなどもあります。

阪神・淡路大震災を契機に、地域活動やボランティア（自ら進んで行う社会奉仕）活動、市民活動などへの参加意識が高まり、活発になってきています。こうした様々な活動を行うまちづくりの主体は、地域社会での新たな公共サービスの担い手として注目されています。

2 策定の目的

(1) 総合計画の推進

本市では、平成19年10月に山口市総合計画を策定しました。総合計画では、将来にわたって持ち続けるまちづくりへの思いや願いとして「心豊かに暮らし続けることができるまちづくり」と「市民が誇りを感じるまちづくり」というまちづくりの基本的な方向を示し、目指す10年後のまちの姿として、「ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口」を目標に様々な施策や事業を展開することとしています。

また、まちづくりの進め方として「(1) 住民自治によるまちづくり」「(2) 協働によるまちづくり」「(3) 成果志向型の自治体経営」「(4) 計画的・効果的な施策の推進」という4つの方向性を示しています。そのうち「(2) 協働によるまちづくり」では、行政、住民、市民活動団体、民間事業者など多様な主体がそれぞれの持つ特性を発揮して協働で行う、「市民と行政の協働のまちづくり」を進めることとしています。

(2) 協働を推進するための基本的な計画の明示

市民と行政との協働、または市民同士の協働は、協働すること自体が目的ではありません。様々な主体が協働することによって、より良い公共サービスを提供することが目的です。

このプランを策定し、協働に対する理解を深め、計画的に協働を推進及び実践することにより住み良い豊かな地域社会が実現できるものと考えています。

また、市民と行政がお互いに異なる考え方や手法を学ぶ機会を得ることになり、市における事業の見直しや市職員の意識改革につながります。

(3) 協働推進体制の土壌づくりと協働のガイドライン

このプランは、協働の基本的な考え方、地域コミュニティや市民活動団体など公共の担い手となる主体への活動支援や環境整備、協働による事業のあり方など、地域社会を支える担い手の育成と地域社会における協働推進体制の土壌づくりに主眼を置いています。

市民と行政双方が、これまでの行政主導や行政依存のまちづくりから協働という視点に意識変革するには、一定の時間と費用も必要となります。このプランでは、「地域社会において、市民が参加する多様な主体が公共的なサービスを協力して行う状態」である『地域協働』に焦点を絞り、具体的な進め方を示すことにしています。

3 協働推進プランの位置づけ

山口市総合計画には10年後の目指すまちの目標が掲げてあります。その目標の実現に向けたまちづくりの基本的な進め方として、「市民と行政の協働によるまちづくり」を推進することとしています。その基本的なルールを定めた「山口市協働のまちづくり条例」が平成21年4月から施行されます。

協働推進プランは、この条例の施行にあわせて、条例の理念である市民の参加と協働によるまちづくりを着実に進めるために、総合的かつ計画的な施策として策定します。

また、山口市市民活動推進支援基本方針（平成19年3月策定）を協働推進プランに引き継ぎます。



4 計画期間

このプランの計画期間は、山口市総合計画との整合性を図り、平成21年（2009年）度から平成29年（2017年）度までの9年間としますが、今後の協働の状況や社会情勢等を踏まえ、総合計画の中間年度である平成24年度を目途に見直すこととしています。

また、このプランの実行計画は、推進方針で定めた方向性に沿った推進項目の年度ごとの実施内容等を明らかにしたもので、平成21年度から平成24年（2013年）度までの4年間で計画期間としています。推進項目の内容については、毎年度実施状況等を評価し、見直すこととします。なお、実行計画の中には平成20年度から検討又は一部実施している事業や取組みもありますので、平成20年度から記載しているものもあります。



第2章 このプランでどのような姿を目指すのですか

1 本市の現状と課題

本市を取り巻く社会環境は、少子・高齢化や地方分権の進展、人口減少社会の到来、社会の成熟化に伴う意識の変化や市民のライフスタイルの多様化・高度化など、急速に変化しています。こうした背景により、社会的課題や高齢者介護や子育て、防災や防犯などの地域課題といった多くの取り組むべき課題に直面しています。

また、中山間地域や農村部での人口減少、市街地での地縁関係の希薄化により、地域の連帯感が薄れ、これまで地域コミュニティが担ってきた共助の機能が低下しつつある地域もあります。

こうしたことから、本市では、地域が活性化し、地域が主体性をもって持続的に地域課題に取り組み、誰もが住み良い豊かな地域社会を実現するため、市民と行政、そして市民同士が共に取り組む『協働によるまちづくり』を目指しています。

平成18年2月に実施した市民意識調査によると、まちづくりに関し、「行政と市民の役割分担を定め、市民参加を進めながら協働で行うべきである」と「市民が積極的に各種活動の実施や一定の責任を持ち、市民主体によるまちづくりを行うべきである」と回答した市民は、8割を超え、市民参画の仕組みについても約8割の市民が必要性を感じていました。

現在市では、市民と行政の協働の具体的な取り組みとして、実行委員会、共催や後援といった形態によるまつりやイベント事業、公民館事業やスポーツ関連事業を実施するとともに、委託や補助（財政的な支援）、アドプト制度（※）という形態により事業を実施していますが、取組事例はまだ少ないという実態があります。

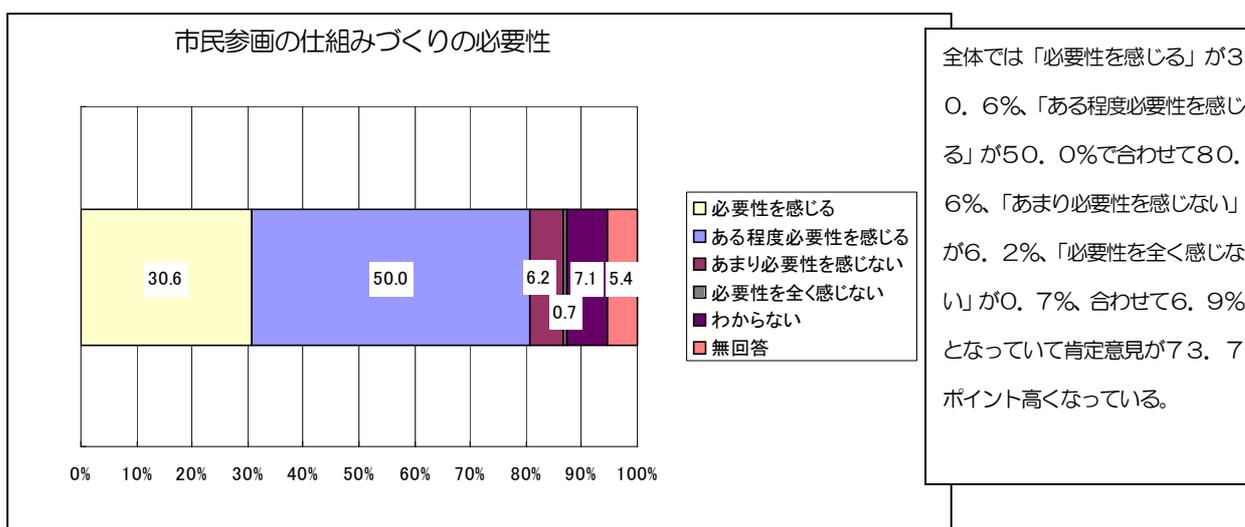
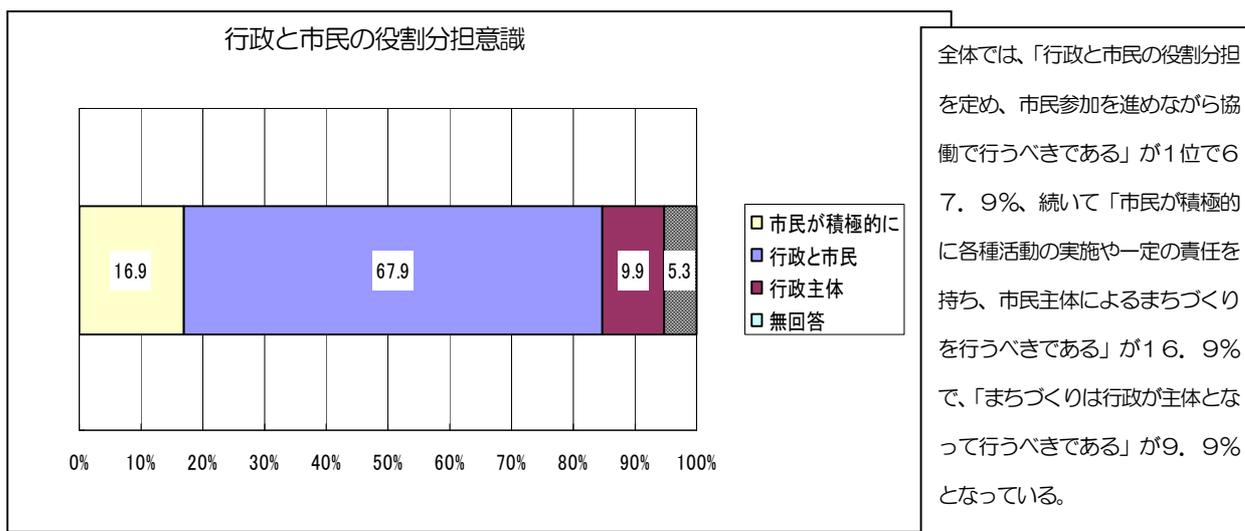
また、平成20年7月に実施した職員アンケートでは、『協働』の必要性については92.2%の職員が『必要である』と回答したものの、『協働が進んでいるか』という質問に対しては、『進んでいない』が40%、『わからない』が47%と回答するとともに、『協働という言葉の説明できる』と答えた職員は19.2%でした。

このように、「協働」の必要性については認識があるものの、「協働」の内容については、市民と行政双方でまだまだ理解されていないと感じられます。

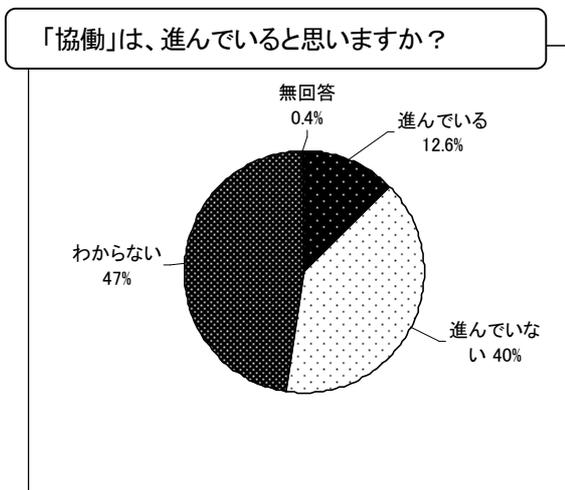
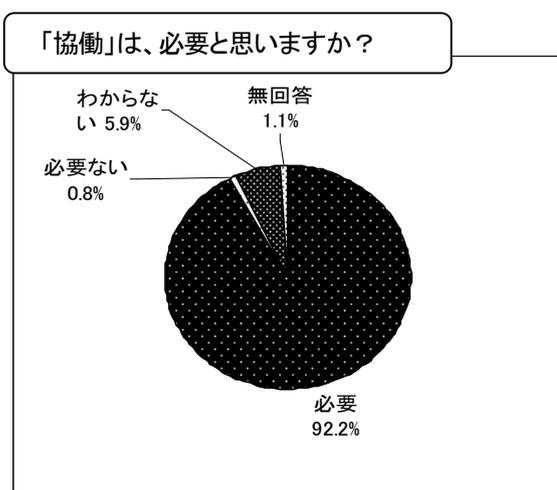
こうしたことから、市民と行政が「協働」について共通理解を深め、事例や経験を積み重ねることが必要であると考えています。

※アドプト制度……市民が道路や公園などの公共施設の里親となり、美化活動や施設の現状報告を行い、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態をいいます。

【総合計画策定等に係る市民意識調査報告書（平成18年6月）】



【「協働」に関する職員アンケート調査（平成20年7月）】



2 本市の目指す姿

これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、複雑化・高度化する市民ニーズや地域課題に十分対応できなくなってきました。その解決には、市民と行政、そして市民同士が協働して地域を支えていく仕組みづくりが必要となってきました。

本市を取り巻く環境やこの協働推進プランの目的や施策等を踏まえ、次のような地域社会を目指します。

目指す地域社会の姿

住民の皆さんをはじめ、様々なまちづくりの主体が参加し、協働して、地域の活性化や振興などの様々な活動を主体的かつ継続的に行うことにより、

- ①「住民自治の振興」
 - ②「地域力の発展や向上」
 - ③「地域内での連携・協力の促進」
- } が図られる

「個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会」



3 数値目標

このプラン全体の数値目標は、市総合計画の「施策7-① 人のきずなでつくるまち」と「施策7-② 市民と行政の協働によるまちづくり」と同じ成果指標を採用します。

また、職員に対しても毎年度アンケートを実施し、協働の理解度についても検証していきます。

①地域活動に参加している市民の割合【単位：％】

現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
37.5	 45.0	 50.0

②市民活動を行っている市民の割合【単位：％】

現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
10.8	 13.0	 15.0

③まちづくりや市民参画の活動に参加している市民の割合【単位：％】

現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
18.8	 23.0	 30.0

④市政に市民の声が反映されていると思う市民の割合【単位：％】

現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
26.0	 30.0	 35.0

⑤協働ということを説明できる職員の割合【単位：％】

現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
26.0	 100	 100

※ 現状値は、目標を設定する基準数値で、市民アンケートから取得しています。

※ ①、②は総合計画の「施策7-① 人のきずなでつくるまち」の成果指標です。

※ ③、④は総合計画の「施策7-② 市民と行政の協働によるまちづくり」の成果指標です。

第3章 協働によるまちづくりとは、ということですか

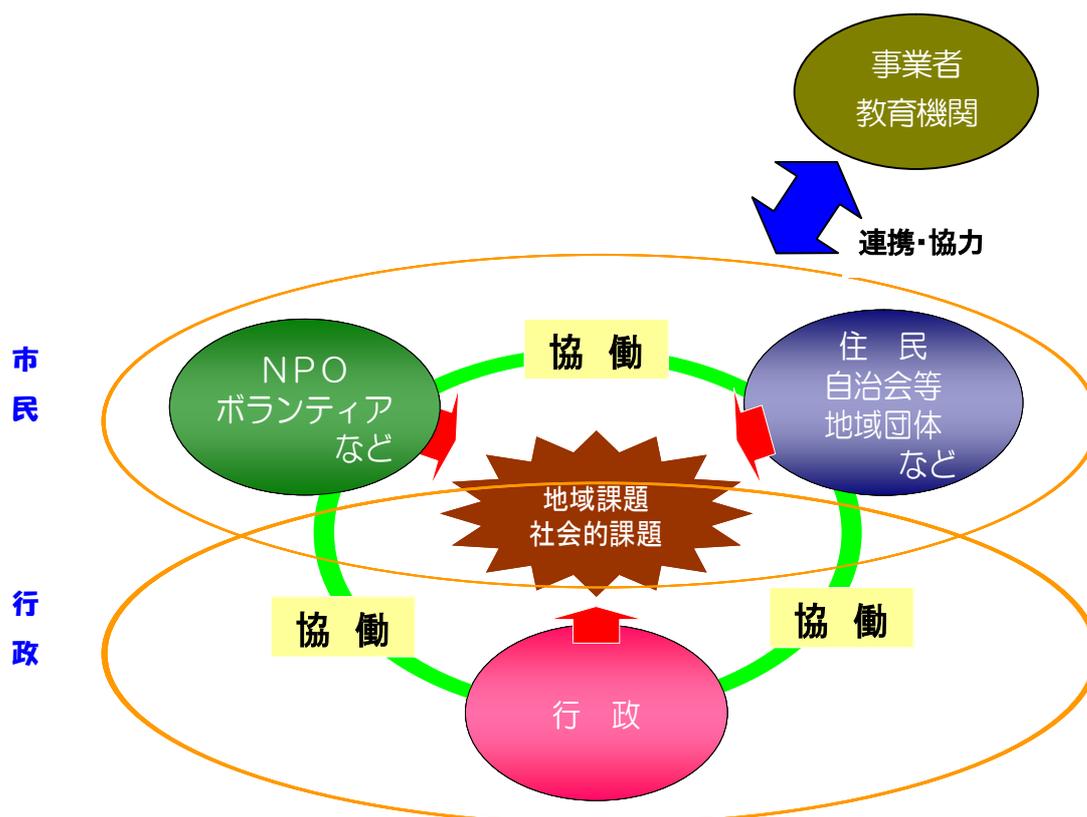
1 協働とは

(1) 協働の定義

『協働』とは、『市民と行政、又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むこと』です。

協働は、同じ目標に向かって、共に考え、共に汗を流し、共に働くことであると言えます。

協働によるまちづくりのイメージ図



(2) 協働の効果

市民と行政、また市民同士が協働することにより、次のような効果があると考えています。

①きめ細やかな対応と市民の満足度の向上

行政では対応できない多様で複雑化・高度化する市民ニーズにきめ細やかな公共サービスの提供が可能になり、市民の満足度も向上します。

また、様々なニーズを把握することができ、新しい公共サービスの創出や課題解決につなげることができます。

②住民自治の振興、地域力の向上

様々なまちづくりの主体が、より良い地域づくりを目指して主体的に地域課題の解決に携わり、自治意識や地域課題の解決能力の向上を図ることで、市民の参加意欲や活動の活性化、組織の水準を高めることも可能となります。また、担い手の育成、活動団体の自己目的の実現、活動範囲の拡大なども期待されます。

このように、様々な主体が共に力を出し合うことで地域社会を支える力が高まり、住民自治の振興が期待されます。

③市民との信頼関係の構築

協働していくプロセス（過程）の中で、Plan（課題発見、計画）－Do（目的共有、実行）－See（点検、評価、見直し）という施策における評価サイクルの仕組みへの市民の参加が促進されることにより、市民がまちづくりの主体としての認識を高めていくとともに、まちづくりに関する情報を共有することで、市民との相互理解と信頼関係の向上が図られます。

④行政機能の見直し

協働し、情報を共有することなどによって行政の透明性が高まります。また、協働によるまちづくりへの理解を深め、様々な主体との実践を積み重ねることにより、新たな事業の実施や既存事業の見直し、組織のあり方などの見直しが行われ、市職員の意識改革や行政の体質改善の契機となり、行政機能の見直しにつながります。

協働によるまちづくりとは・・・

このように協働には様々な効果があり、これからのまちづくりには『協働』という考え方は必要不可欠なものとなります。

行政は、これまでも誰もが安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちを目指して、生活環境や生活基盤の整備など様々な公共サービスを担ってきました。一方、少子・高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化は、市民の身近な生活課題を急増させてきました。以前は家族や地域で完結していたような子育てや介護、地域防犯・防災などといったものも新たな社会的課題となり、地域社会の中で誰かがそれらを解決していかなければならないという状況に直面しています。

しかしながら、行政だけで公共サービスを提供する従来からの仕組みでは、このような課題に十分に対応できなくなっています。そこで、市民のニーズに合った、より身近できめ細やかな個々の公共的なサービスを提供できる新たな仕組みが『協働によるまちづくり』です。行政だけでも、また、市民だけでも解決が困難な課題に対して、市民と行政が連携・協力し、それぞれの特長を発揮することで、はじめて課題解決に向けた対応が可能となってきます。

こうした新たな公共的なサービスを提供していく仕組みは、単にサービスを提供するだけではなく、地域の実情に応じたサービスを効率よく提供することができるとともに、市民が地域の活動に参加するきっかけを生み出すことにより、人と人とのつながりや団体同士のつながりを生み、人・もの・情報などのネットワークも広がっていきます。

このように、様々な地域の力を活かして連携・協力しながら活動することによって、地域の独自性が生まれ、地域内の連帯感が深まるとともに、誇りも高まっていきます。そして、地域を支える様々な主体の活動が暮らしやすさを実現することにより、今後とも住み続けたいと思うまちづくりや、さらにはそのようなまちに住んでみたいと思うような、新たに人を惹きつけるようなまちづくりへとつながっていきます。

これこそが、『協働によるまちづくり』の目指すところであると考えています。

(4) 協働に適した分野や事業

協働が可能な分野としては、福祉や環境、防災などが主な分野として考えられていましたが、それ以外の分野においても可能であると考えられます。今後、協働が可能な分野については、幅広く検討していきます。

類 型	協働による効果	対象事業例
①地域ごとにきめ細やかな対応が必要な分野	市民の柔軟性や機動性を生かし、一人ひとりの市民の個別的なニーズや地域の実情に即した対応が期待できます	子育て支援 高齢者や障がい者の介護支援 高齢者の見守り など
②地域社会との密接な連携が必要な分野	地域固有の課題を解決するための活動や、地域特性を踏まえた事業等で、地域の状況を的確に把握している市民が主体的に参加することで、地域の課題解決力が高まることが期待できます	防災・防犯などの安心・安全活動 災害時の安否確認や救急活動 子どもの見守り、青少年問題 公園や施設の管理運営 コミュニティ活性化事業 地産地消 など
③当事者性を発揮し、解決を求められる分野	具体的な地域課題に対応して活動をはじめた組織が多く、そうした当事者性を生かすことにより現実的・効果的な解決につながるものが期待できます	街並みや景観保全活動 リサイクルやごみ分別、水質保全などの環境保全活動 など
④専門性を求められる分野	独自の専門知識や技術、その蓄積等を活用することで、より効果的な事業展開が期待できます	教育・芸術・文化活動 スポーツなどの生涯学習 国際交流活動 食育 など
⑤行政が着手していない分野	行政の制度や施策が追いついていない新たな公共的課題等について、市民の自由な発想や迅速性を活かした対応が期待できます	コミュニティ・ビジネス（※）など
⑥合意形成が必要な分野	行政の基本的な計画や事業の策定時に多くの市民の意見を反映することが期待できます	市の基本的な計画策定 事業の企画・運営 など

※ コミュニティ・ビジネス……市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法を用いて解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する取り組みをいいます。

(5) 協働の形態

本市では、様々なまちづくりの主体（協働主体、P18～）と行政が行う協働形態は、次に掲げるものを考えています。

協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

どの協働形態で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の内容や趣旨を協働の主体同士が双方でよく確認しながら、どのような取り組みがより効果的かつ合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる方法を選択することが必要です。

形態	内容	実施する上での主なポイント
共催	協働主体と市が共に事業主体（主催者）となって事業を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、企画、立案段階から十分協議を行います。 ・取り組む目的を明確にし、共通認識のもと実施します。 ・負担が一方に偏らないようにします。 ・協定書などにより、役割分担や責任の所在、経費負担などを明確にします。 ・会場使用料の減免や補助金の支出のための名義的な共催にならないようにします。 <p>（手続きは、山口市後援及び共催に係る事務取扱要綱参照）</p>
後援	協働主体が主催する取り組みに対して市が「後援」という形で名を連ねる協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「後援」することは、対外的に公表されることを踏まえ、その事業の目的、内容を十分に理解し、公共性や公益性を検証し、責任を持って判断します。 <p>（手続きは、山口市後援及び共催に係る事務取扱要綱参照）</p>
実行委員会（協議会）	協働主体と市が実行委員会や協議会を構成し、実行委員会や協議会が主催者となり事業を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の検討段階から協議し、実施目的の明確化と情報の共有化を図ります。 ・参加メンバー（構成員）に過不足が生じないようにします。 ・協定書などにより、役割分担や責任の所在、経費負担などを明確にします。 ・実施が長期に及ぶ場合は、随時、進捗状況を確認し、円滑な意思疎通を図ります。
アドプト制度（里親制度）	協働主体が道路や公園などの公共施設の里親となり、美化活動や施設の現状報告を行い、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、企画、立案段階から十分協議を行います。 ・協定書などにより、相互の役割分担や経費負担を明確にします。

形態	内容	実施する上での主なポイント
事業協力	協働主体と市がお互いの特性を生かし、一定期間継続的な関係で協力しながら事業を実施する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・協働主体の専門性や機動性等を生かし、実験的に取り組む事業等に適しています。 ・協定書などにより、相互の役割分担や経費負担を明確にします。
協働委託	新たな地域課題や社会的課題に対して市と市民双方が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、協働主体の特性や能力を活かしてより効果的に事業目的を達成する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・協働委託が単なる行政の下請にならないよう、協働の視点に立ち、事前及び実施過程で十分な協議と調整を行い、事業の仕様等に関し、協働主体の自主性と自立性を尊重した事業展開が必要で す。 ・企画から実施、評価に至るまで、協働という視点を持ちます。 ・確実な履行が確保されるよう、受託者の選定に当たっては事業遂行能力等について十分に検討するとともに、履行の的確な把握に努める必要があります。 ・協働委託については、特定の団体に固定化しないよう、できるかぎり競争原理を働かせるとともに、同一団体との協働を継続する場合は、一定期間ごとに見直しを行います。
補助、助成 (補助金、助成金、交付金)	協働主体が行う事業に対して財政的な支援を行うことで公共を実現する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・協働主体の自主性や自立性を損なわないようにします。 ・行政の過剰な関与は避けます。 ・補助金等の交付は、透明性や公平性を確保します。 ・補助金等の本来の目的は、「育成支援」や「団体支援」でなく、「活動支援」です。 ・補助等により、市民との対等な関係を失わないよう注意します。 ・補助等の制限や期限を設けるなど、市民の自立を促します。 ・取り組む内容によっては、協働委託の形態に移行します。
参画提案・ 政策提案	市の施策について、専門的な知識や経験、情報等を生かすため、審議会や委員会などへの参加を求め、意見や提案を求めたり、また市民が持つ専門的な知識、技術や地域に密着したきめ細やかな活動経験を生かし、行政施策に対し独自の企画や代案を提案する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的で合理的な採用、選定基準を定めるなど、透明性や公平性の確保に留意します。 ・要望や批判だけでなく、建設的な意見交換を行います。 ・提案の内容によっては施策に反映できない場合もあります。その場合には、反映できない理由を明確にし、協働主体にその旨を説明します。 ・市民も、日ごろから、行政と率直な意見交換や情報交換を行い、自らの特性を生かした具体的な提言をします。
情報提供・ 情報交換	協働主体と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、又は協働主体から意見、市民ニーズなどを聴く協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・協働する双方が情報を共有し合います。 ・地域の課題や市民の声を聴く姿勢が必要です。 ・互いの立場を尊重し、建設的な意見交換をします。 ・市民のニーズを市政に反映するため、どのような協働が可能かを検討します。市政に関する情報提供は、結果だけでなく経過(政策形成過程)も説明します。

2 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割

(1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりは、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。

このプランでは、「市民」を市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人などを含めて「市民」として扱います。

市民は、地域社会へ関心を持ち、自らできることを考え、地域活動や市民活動に参加又は協力していくよう努めます。

そうした市民の主体的な参加や活動を通して、協働によるまちづくりを支えていきます。

(2) 地域コミュニティの役割

地域コミュニティとは、自治会や町内会、婦人会、子ども会、老人クラブ、PTAなど、地縁に基づいて住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集団のことです。

住民の生活に密着した地域コミュニティについては、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合うコミュニティ（共同体）を形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域活動を活性化させるため、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

さらに、地域の課題解決の担い手として、市民活動団体や行政との連携を図り、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

① 地域コミュニティの特徴、特性

ア 住民同士の親睦と絆づくり

自治会や町内会をはじめとする地域コミュニティは、地域の住民同士が交流し、親睦を深めるとともに、それぞれの地域に起こる様々な課題の解決を図るなど、住みよい地域社会をつくることを目的に自主的に組織された団体です。

特に自治会や町内会は、会の趣旨に賛同した地域住民であれば、誰でも加入できる地域を包括した基礎的な住民組織です。住民が自主的に運営し、地域住民が安心・安全に暮らすための活動や住民同士の交流による地域の活性化など様々な取り組みが行われており、いざという時に住民同士が助け合える、住民同士の「絆（きずな）」を育み、コミュニティ意識を醸成する役割を果たしています。

イ 住民に一番身近なコミュニティ

地域コミュニティには、地域の課題やニーズを把握するなどの情報収集能力があります。また、地域を取りまとめる組織として、住民への地域の情報提供・情報発信を図るなど、住民に一番身近なコミュニティとなっています。

② 社会的意義や期待される姿

ア 地域の伝統・文化の継承と創造

各地域には、歴史と伝統のある様々な祭りや行事がありますが、そうしたものを継承することによって、地域に対する誇りと愛着を育んでいます。住民の参加や協力は、地域の連帯感を育み、コミュニティへの帰属意識を高めています。

イ 地域の特性や資源を活かした地域づくり

それぞれの地域には、その地域独自の特性や自然、観光資源、文化資源などがあります。

地域コミュニティは、そうした地域の特性や地域の資源の価値を見つめ直し、改めて認識するなどの取り組みが必要となります。そうした取り組みを通じて、特色のある地域づくりを行うことが求められています。

ウ 地域課題の解決

地域の抱える課題はそれぞれの時代ごとに変化しています。

地域コミュニティは、その時々で地域の課題を掘り起こし、積極的にその解決に取り組んできたほか、地域の将来や住民のニーズを把握しながら、着実に対応していく力があります。

様々な地域課題の解決に際しては、住民同士でできること、近隣地域や各種団体、学校等と協力して取り組むこと、また、行政等に要望することなどを整理し、連絡調整する主体的な役割を果たしてきました。

また、地域の防災対策や災害など不測の事態にも対応できる団体として期待されています。

エ 公共的活動の主体

「地域における公共的な活動を担う主体」として重要な立場にあり、行政との協働を進めていく上でも、住民への情報提供などにより、さらに透明性のある運営を行ったり、住民が参加しやすい組織づくりを進めたりすることなどが求められています。

地域の中で情報を共有し、問題を提起するなど、行政と連携・協力しながら活動する組織として期待されています。

オ 地域のとりまとめ役

地域づくりのために地域の様々な力が発揮されやすいように、それぞれをつなぎ、調整するような「地域のとりまとめ役」としての機能が期待されています。

また、地域内での合意形成を図りながら、市の政策に参画することが求められています。

③ 市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の役割

市民活動とは、「営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益（公益）の増進に寄与することを目的とする活動」のことをいい、「市民活動を組織的かつ継続的に行う団体」を「市民活動団体」といいます。

NPOなどの市民活動団体は、自らの社会的使命（ミッション）の実現のために、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めるとともに、社会や地域に貢献したいと願う市民に自己実現の場や社会参加の機会を提供することにより、市民活動の推進・拡大を図る必要があります。

また、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要となります。

さらに、地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を生かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

① 市民活動の特徴、特性

市民活動には、以下の表のような特徴や特性があります。

	市民活動の特徴、特性
自主性、主体性	市民自らの価値観に基づいて自主的・主体的に取り組むため、独自に活動することができます。
個別性、多様性	行政のようにあらゆる市民に対して必ずしも同じサービスを提供する必要がないため、少数のニーズにも個別、多様に対応することができます。
先駆性、開拓性	公平性や平等性、利益追求を考えず、独自の社会的使命（ミッション）をもって活動を展開できるため、行政や事業者が対応できない分野への進出が可能であり、先駆的・開拓的な取り組みができます。
柔軟性、機動性	行政のように法律などの制度的な裏づけを必要としないため、柔軟に対応できるとともに、事務手続きに時間を要しないため、迅速で機動力のある対応ができます。
専門性、提言性	テーマを特化して取り組むことが可能なため、専門性を高めやすい状況にあるとともに、提言性を持っています。
地域性、当事者性	市民活動は、市民が地域や社会の課題、要望に気付き、自らが必要性を提起し、又は呼びかけに応じて行動する活動です。地域の課題解決に取り組み、地域ニーズに沿った社会的サービスが提供できるとともに、当事者の視点に立ってきめ細やかな活動を行うことができます。

② 社会的意義や期待される姿

ア 公共サービスの担い手

市民活動団体は、活動領域や内容が多様なことに加え、組織の形態が縦割りの仕組みに縛られていないという特徴を持っています。

そのため、行政や事業者では十分に対応しきれなかった社会や地域の個別の課題やニーズに気付き、拾い上げ、迅速かつ柔軟に対応することが可能です。

このように市民活動団体は、顔の見える関係を大切にしながら、社会や地域の潜在的課題やニーズを把握することができるため、これからのまちづくりを支える新しい力として期待されています。

イ まちづくりの推進力

市民活動団体は地域を越えた幅広い市民の声を把握できることから、その活動を通して市民のニーズをまちづくりに反映させることが期待されています。

また、協働によるまちづくりを進めていく上で、行政が設置する各種協議会等に委員として参画したり、施策の検討や事業実施の過程において、お互いが責任を持って、役割分担を行いながら、協力・連携しまちづくりを進めていくことを期待されています。

ウ 雇用創出・経済活動への貢献

市民活動団体は、社会の中に新しい事業やマーケット（市場）を創り出すなど、新たな就業機会を生み出す地域社会における社会経済活動の担い手となる可能性をもっており、地域経済の活性化にも力を発揮します。

市民活動が広がり、市民活動団体が組織の充実や事業規模の拡大、活動資金の確保を行っていくことにより、新たな雇用創出の場や経済活動の担い手としても期待されています。

エ コミュニティ同士の交流・連携

高齢者介護や子育て、防災や防犯など地域には取り組まなければならない様々な課題があります。しかし地域の課題の中には、地域だけでは解決できないものもあります。

そのような課題を解決していくために、市民活動団体がその専門性等を生かして、地域コミュニティや行政とともに、それぞれの特性を理解しながら、力を発揮できるよう協力・連携していく必要があります。

地縁に基づいた地域コミュニティと活動テーマ（中心課題・主題）によるコミュニティである市民活動団体が協力・連携することにより、まちづくりに向けた相乗効果が期待されています。

オ 市民の社会貢献の機会提供

市民活動は、市民一人ひとりが社会の課題に気づき、自分で考えて行う活動であり、自らの個性や能力を発揮して社会貢献する機会でもあります。様々な活動テーマによる多くの市民活動団体が存在することにより、多様な社会貢献の機会が提供されます。

(4) 事業者の役割

事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として、共に公共を担う「市民」としての役割があると考えられます。

事業者は、自らが社会貢献活動を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくらせたり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。

地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、地域コミュニティ活動や市民活動への参加や側面的な支援を行うなどの社会貢献活動を通じて協力することによって、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

今後事業者は、地域社会を支える公共の担い手としての役割が増してくることが予想されます。

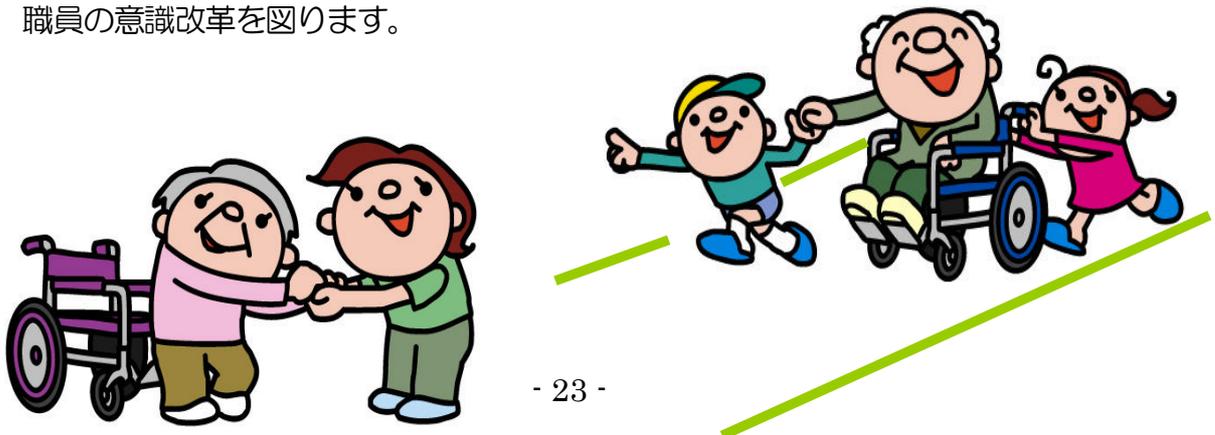
(5) 教育機関の役割

市内には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などの様々な教育機関があります。教育機関では、社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、その段階等に応じたボランティア活動などの社会奉仕活動の体験機会の充実や地域との連携を図るなどの取り組みにより、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

近年、大学などの高等教育機関は、専門家や研究家の集団として、様々な研究成果が新しい価値を生み出し、地域を変えています。また、地域貢献活動として、市民に積極的に学ぶ場を提供したり、まつりなどのイベントを通じて学生と地域住民との交流を深めるなど、地域社会との連携も図られています。

(6) 行政の役割

社会に貢献する活動を促進するため、市民が活動しやすい基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働の仕組みづくりを進め、その活動を支援していきます。また、市民と連携・協力して公共的な課題の解決を目指していく協働について、職員の意識改革を図ります。



3 協働に向けての基本的な考え方

協働する主体同士が、協働による効果をより高め、相乗効果を上げるためには、協働を実践する段階で必要となる次の6つの考え方を認識していくことが重要です。

(1) 目的共有

協働する主体は、達成しようとする目的を共有することが不可欠です。

それぞれが主体的に取り組むべき課題に対して役割や責任を分担し、円滑に協働を進めるためには、まず目的をはっきりとさせ、共有することが大切です。一方の目的に従わせたり、合わせたりするような関係では、協働がうまく進みません。

(2) 相互理解

協働する主体は、互いの特性や価値観、行動原理の違いの相互理解に努めることが大切です。

(3) 相互尊重・対等な関係

協働する主体は、お互いがまちづくりのパートナー（相手方）であるという意識を持ち、お互いに尊重しながら、信頼関係を築いていくことが大切です。また、パートナーとして、対等な関係であるという認識を持つことも大切です。

そのためには、常に話し合いの場を持ち、納得いくまで議論し、各々の自由な意思に基づき共に行動することが必要です。

対等な関係とは、協働事業を行う際に、すべて平等に役割(仕事)を担うということではありません。上下の関係や主従の関係ではなく、相手を尊重しながら、共に考え、共に汗を流しながら、パートナーとして行動する関係が必要です。

協働による効果を最大限に高めるには、双方がお互いの特性を理解し、双方が持つ力を十分に生かすことで、相乗効果が期待できます。そのためには自由な意見交換ができ、お互いに納得して事業を進められる関係を築くことが大切です。

(4) 自主性・自立性の尊重

地域コミュニティ活動や市民活動は、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解しなければいけません。そのため、協働する主体は、お互いの活動の自主性や自立性を尊重することが必要です。

(5) 情報公開・情報共有

協働する主体は、その活動内容の透明性を確保することが大切です。事業の企画や立案、実施、評価を通して、市民に対する説明責任を果たしながら、参加機会を広く確保するとともに、協働する事業の過程や成果などを積極的に公開し、透明性を高めていくことが必要です。

また、積極的に話し合いの場を設定したり、情報発信することによってお互いに情報を共有しながら進めていくことが大切です。

(6) 評価

協働の評価は、事業の結果だけでなく、協働する双方の関係を含めて、各段階において客観的に評価する過程を組み込み、検証していく必要があります。

第4章 具体的にどのようなことをするのですか

1 推進方針、推進施策

協働によるまちづくりを具体的に進めていくため、市民、自治会や町内会などの地域コミュニティ、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、事業者、教育機関、行政などの様々なまちづくりの主体は、次の5つの推進方針（Ⅰ～Ⅴ）と推進施策に沿った取り組みについて諸情勢を考慮しながら行います。

Ⅰ 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます

- (1) 活動（交流）拠点機能の充実
- (2) 活動の活性化、自主・自立のための活動支援、担い手の支援・育成
- (3) 資金確保支援機能の充実
- (4) 中間支援機能（相談・コーディネート機能）の充実 ※コーディネート…調整・取りまとめ

Ⅱ 情報の共有化により、活動の活性化を図ります

- (1) 調査・研究機能の充実
- (2) 行政のまちづくり情報の提供・発信機能の充実
- (3) 市民のまちづくり情報の提供・発信機能の充実
- (4) ネットワーク支援機能の充実 ※ネットワーク…複数の主体のつながり

Ⅲ 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります

- (1) 人材発掘・人材育成機能の充実
- (2) 人材支援機能の充実

Ⅳ 市政への参画と協働の実践を進めます

- (1) 市政への参画の仕組みづくり
- (2) 協働による事業の推進
- (3) 評価検証機能の充実

Ⅴ 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います

- (1) 庁内の協働推進体制の整備
- (2) 市職員の協働意識の向上
- (3) 市職員のまちづくりへの参加促進

2 推進項目

I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます

地域のことは地域で解決できるまちづくりを目指すとともに、市民が主体となれる参加しやすい、活動しやすい環境づくりを進めます。

そのために、行政は、地域コミュニティ活動や市民活動が活発に行われるように、それぞれの立場にあった支援を行うとともに、新たな公共を支える担い手を支援・育成します。

市民は、様々な活動に主体的に参加し、地域力の向上に取り組みます。

《主な推進項目》

(1)活動（交流）拠点機能の充実

- ・ 地域交流センターの設置
- ・ 市民活動の拠点機能の充実・強化

(2)活動の活性化、自主・自立のための活動支援、担い手の支援・育成

- ・ 自治会等自治振興交付金の創設・活用
- ・ 地域づくり運営支援交付金の創設・活用
- ・ 地域づくり活動支援交付金の創設・活用
- ・ コミュニティ活動保険の創設・活用
- ・ 市民活動交流事業補助金の見直し
- ・ 地域づくり計画の作成支援
- ・ 地域コミュニティ等への補助金・助成金・交付金の見直し
- ・ 地域づくりアドバイザー（助言者）の派遣

(3)資金確保支援機能の充実

- ・ 各種助成、補助金制度の情報提供
- ・ 社会貢献活動に関する情報の収集、提供
- ・ 活動資金の確保・支援機能の研究

(4)中間支援機能（相談・コーディネート機能）の充実

- ・ 市民活動支援センター機能の検討
- ・ 地域交流センター機能の充実
- ・ 行政の協働相談窓口の設置

Ⅱ 情報の共有化により、活動の活性化を図ります

協働によるまちづくりの推進には、市政の情報や様々な団体の活動情報など、まちづくりに関する情報の共有が不可欠です。

そのため、市民と行政は様々なまちづくりの情報を提供したり、受け取る機会を確保し、相互に必要な情報を共有することにより、様々な活動の活性化を図ります。

《主な推進項目》

(1)調査・研究機能の充実

- ・市民活動団体の実態調査の実施
- ・市民活動の意識調査の実施

(2)行政のまちづくり情報の提供・発信機能の充実

- ・市報の充実・活用
- ・ホームページの充実・活用
- ・お気軽講座の充実
- ・協働リポーター（協働事例の取材）の設置
- ・協働によるまちづくりの副読本作成
- ・協働PR用リーフレットの作成

(3)市民のまちづくり情報の提供・発信機能の充実

- ・自治会活動の手引きの見直し
- ・市民活動ガイドブックの見直し
- ・活動事例集、協働事例集の作成
- ・活動報告会、協働事業報告会の開催
- ・地域コミュニティの情報発信の支援

(4)ネットワーク支援機能の充実

- ・人材や団体情報の集約、データベース化
- ・協働ラウンドテーブル（情報交換・交流・協議の場）の開催

Ⅲ 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります

まちづくりの主体である市民が積極的かつ継続的に協働によるまちづくりに取り組むためには、その担い手となる人材を発掘、育成、支援することが必要です。

そのため、市民と行政の双方が様々な形で人づくりを行うとともに、こうした取り組みを通じて協働によるまちづくりの意識醸成を図ります。

《主な推進項目》

- (1)人材発掘・人材育成機能の充実
 - ・地域づくりリーダーの育成（講演会、研修会の開催）
 - ・コーディネーターの養成（講習会、講座の開催）
- (2)人材支援機能の充実
 - ・市民活動支援センターの機能充実
 - ・人材や団体情報の集約、データベース化【再掲】
 - ・人材派遣・紹介のコーディネート

Ⅳ 市政への参画と協働の実践を進めます

市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程において市民参加の機会の拡充を図るとともに、市民からの提案を実現するための仕組みづくりや協働による事業を実施するなど、市政への参画と協働を実践できる環境づくりを推進します。

《主な推進項目》

- (1)市政への参画の仕組みづくり
 - ・審議会等の委員のデータベース化
 - ・パブリック・コメント（意見募集）実施指針の周知
 - ・市政への参画機会の推進
- (2)協働による事業の推進
 - ・市民活動交流事業補助金の見直し【再掲】
 - ・提案型協働事業の検討
 - ・協働ラウンドテーブル（情報交換・交流・協議の場）の開催【再掲】
- (3)評価検証機能の充実
 - ・評価方法、仕組みづくりの検討
 - ・市協働のまちづくり推進委員会による評価の実施

V 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います

行政の推進体制と協働窓口の整備を図ります。
職員研修等を通じて市職員の意識改革を図ります。

《主な推進項目》

(1) 庁内の協働推進体制の整備

- ・ 全庁的な協働の推進（会議体の活用）
- ・ 行政の協働相談窓口の設置【再掲】
- ・ 協働推進員の配置
- ・ 協働推進会議の開催

(2) 市職員の協働意識の向上

- ・ 階層別・体系的な職員研修の実施
- ・ お気軽講座の充実【再掲】
- ・ 職員ハンドブック（手引き）の作成

(3) 市職員のまちづくりへの参加促進

- ・ 地域活動や市民活動に対する職員参加の促進



第5章 協働を着実に進めるには

1 地域づくり協議会と地域交流センター

これからの地域づくりにおいては、地域のことは地域が一番わかっているの
で、市民の主体的な活動が不可欠です。そのためには、地域の中で、市民の意
思を反映させる仕組みや地域課題を話し合うための場をつくり、地域の実情を
十分に踏まえながら、計画的に地域課題に取り組む体制が必要となっています。

(1) 地域づくり協議会

協働によるまちづくりを進めるためには、その担い手である地域コミュニテ
ィに期待される役割も大きくなっています。

現在、各地域においては、自治会や町内会をはじめとして、婦人会、老人ク
ラブ、PTA、子ども会などの様々な地域コミュニティがそれぞれの地域の特
色を生かした活動を行っています。

地域コミュニティの個々の活動がさらに充実し、自立した活動を展開してい
くことが重要であるということもありませんが、そうした地域で活
動する各種団体が地域内で連携・協力することで地域全体が活性化し、地域の
一体感の醸成を図っていくことができます。また、地域の中で様々な活動をコ
ーディネートし、意見調整を図りながら合意形成を行っていくことでより大き
な力が生まれ、地域の総合力の向上にもつながります。

このようなことから、市では各地域において様々な団体が連携し、地域づく
りに取り組む主体を総称して「地域づくり協議会」と位置づけ、その組織運営
や活動に対して必要な支援を行っていきます。

キーワードは、「地域内の連携」と「地域の総合力の強化」です。

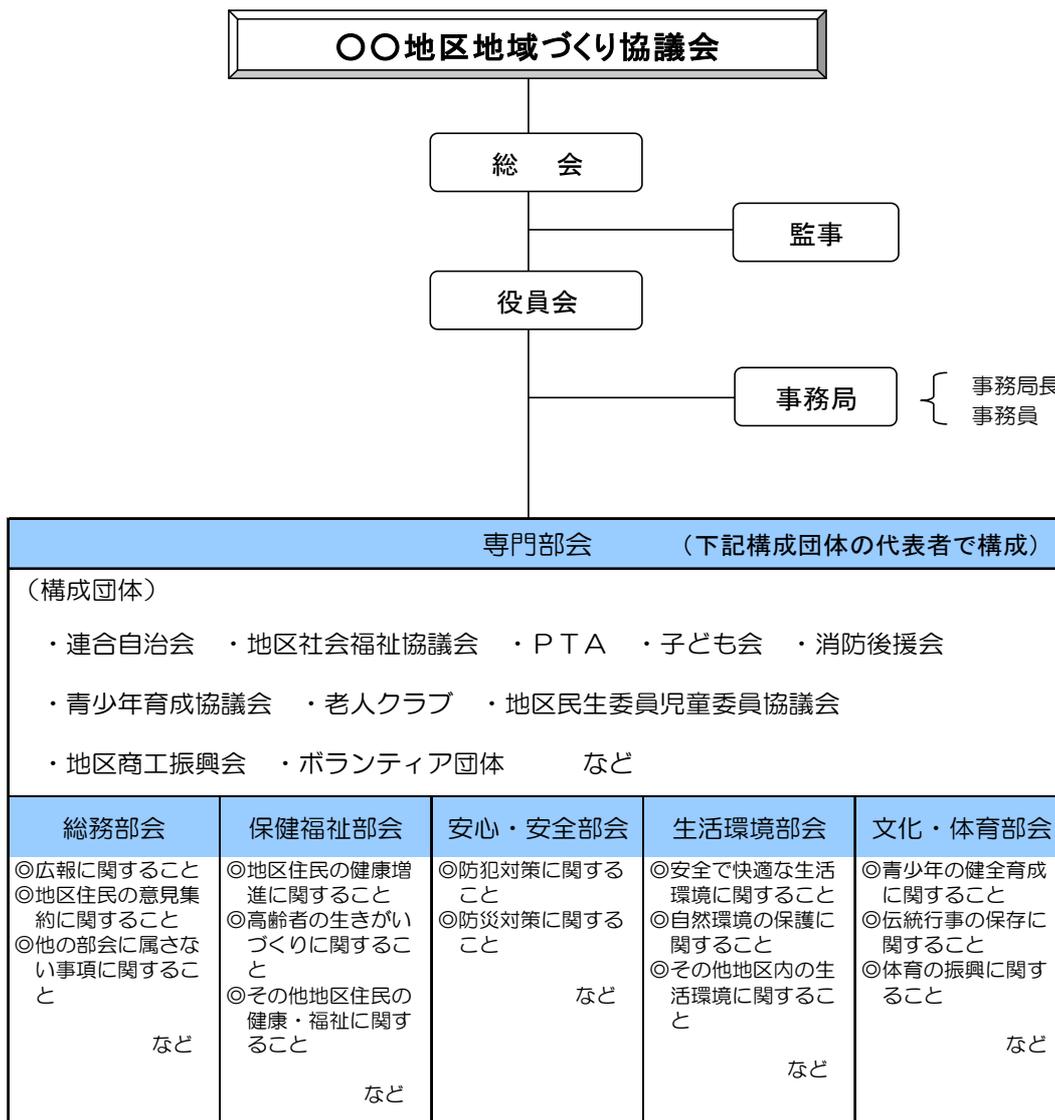
①地域づくり協議会のかたち

地域づくり協議会のかたちについては、こうでなければならないという定まったものではありません。

名称や組織も、例えば、「〇〇自治会連合会」や「△△地域コミュニティ推進協議会」などの既存組織の名前や組織をそのまま活用したり、あるいは新たに「◆◆地区地域づくり協議会」という名前の組織を立ち上げることも考えられます。

組織形態も、それぞれの地区では団体の組織状況などの違いもあることから、その地区の実情に応じた、またその地区に一番合ったもの考えることが重要です。組織の中には、テーマごとに様々な課題を協議したり、その課題の解決を目指し活動するための「専門部会」を設置するなど効果的であると考えられます。

【組織例】



②地域づくり計画

地域づくり協議会が地域活動を行うに当たっては、その地域の良さや課題を把握した上で、将来どのような地域を目指すのか、またそのためにどのような取り組みをするのかといった内容の活動計画を立て、それに基づき活動することが有益です。

このようなことから、市では地域における活動の指針となる「地域づくり計画」の策定を促進し、地域課題の解決に向けての計画的かつ主体的な取り組みを支援します。

③地域づくり協議会に対する支援

ア 地域づくり運営支援交付金

地域づくり協議会が活動を円滑に行うには、組織運営を担う事務局機能がしっかりしていなければなりません。

そのために、事務局員の雇用など事務局運営にかかる経費について、「地域づくり運営支援交付金」による支援を行います。

イ 地域づくり活動支援交付金

地域づくり計画に基づく地域づくり協議会の活動にかかる経費について、「地域づくり活動支援交付金」による支援を行います。

(2) 地域交流センター

各地域の公民館は、これまでも生涯学習や社会教育の拠点として、また地域によっては、自治会などの地域コミュニティによる福祉や環境、教育、防犯、防災などの活動の拠点としても利用されるなど、重要な役割を担ってきました。

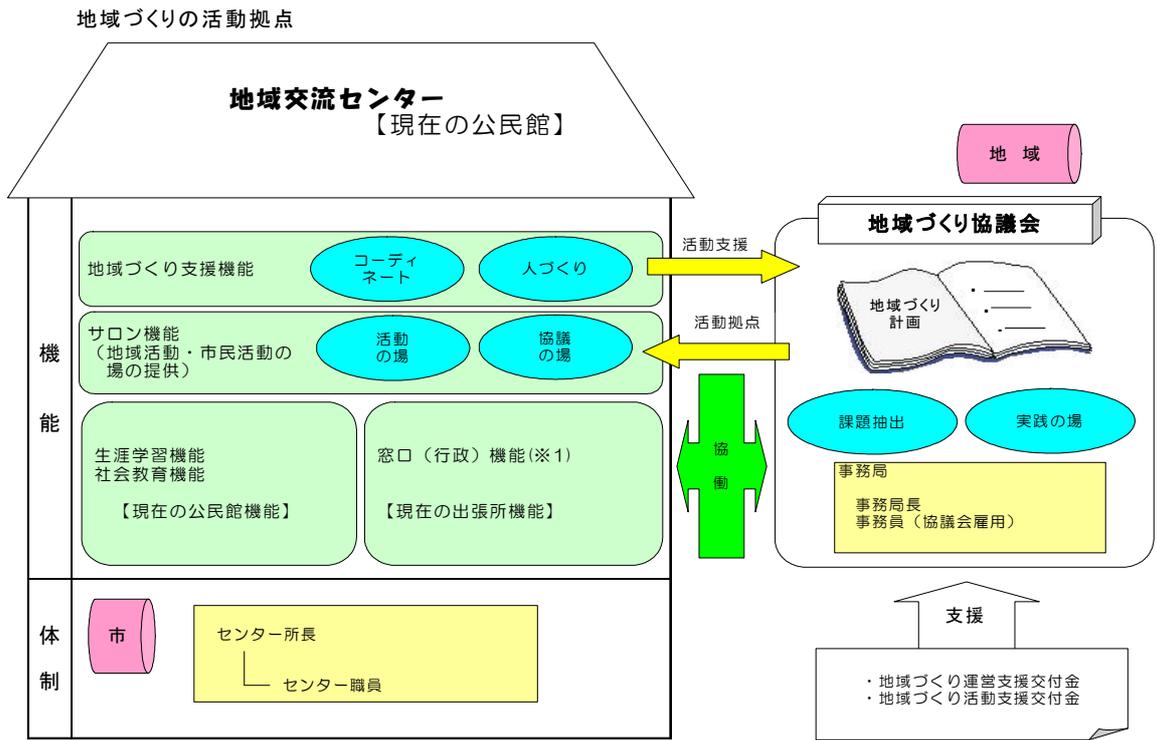
しかし、利用者が固定化したり、地域内の団体事務を恒常的に担うなど団体の自立性が阻害されているといった弊害も起こっています。

一方、成熟化社会を迎え、市民のライフスタイルや価値観の多様化に伴って様々な地域課題も発生していますが、市民自らがそうした課題の解決に取り組み、住み良い地域を作っていこうとする動きも始まってきています。

こうしたことから、市民の誰もがより利用でき、さらに地域をサポートする機能のある施設が必要となってきました。

そのため市では、地域づくり活動や地域課題の解決を支援するため、総合的な地域づくりの活動拠点として「地域交流センター」を平成21年4月に設置します。

「地域交流センター」は、公民館がこれまで行ってきた生涯学習・社会教育機能に加え、市民の自主的な活動の支援機能や、地域コミュニティや市民活動団体の活動拠点としての機能を備えていることから、それぞれの地域にあった地域づくりが今以上に展開され、地域の発展に寄与することが期待されています。

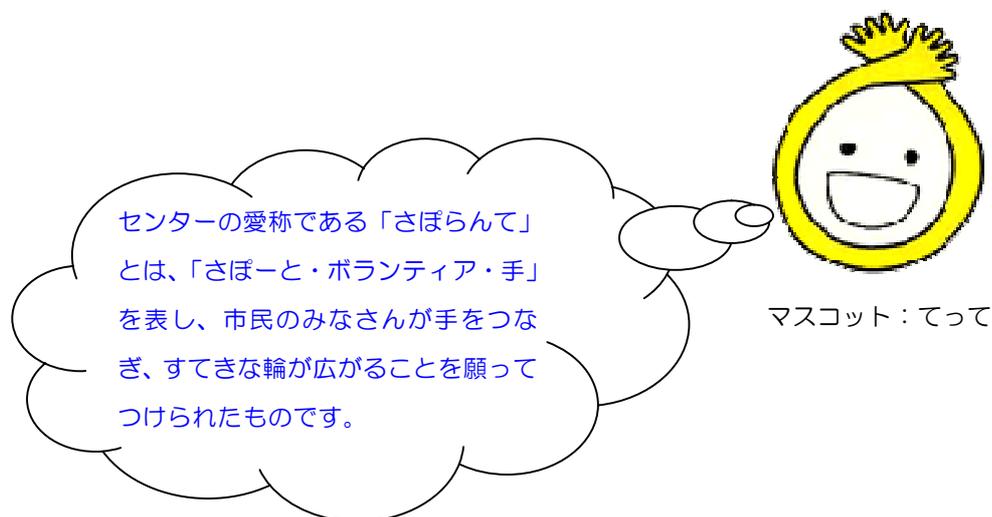


※1 窓口機能は、公民館と出張所が併設している施設のみです。

2 市民活動支援センター「さぼらんて」

市民活動支援センターは、市民活動推進研究会の提言により、平成13年12月に「あくまでも市民活動の支援機能が重要であり、箱モノにならないよう、各種の支援機能を立ち上げ、運用し、さらに機能の充実強化するための拠点」という位置づけのもとに本市が設置し、特定非営利活動法人（NPO法人）が受託、運営してきました。

センターの開設以来、「市民活動のきっかけづくり」を主体に置きながら、「市民活動団体の支援」にも取り組み、多くの市民や市民活動団体に利用されています。



市民活動は、全国各地で活発に展開され、社会の脚光を浴びる存在となっています。これは、今日の価値観の多様化により、市民の多様なニーズが顕著化してきていることから、複雑・深刻化する生活安全や環境等の社会問題への関心が高まっていることも要因としてあげられます。

これまでセンターでは、ソフト機能を併せ持つ支援拠点として「相談」、「人材発掘・養成」、「事務局支援」、「普及・啓発及び情報収集」、「ネットワーク」業務について事業展開し、団体の立ち上げや円滑な組織運営のための側面的支援を行ってきました。

市民の目線での業務運営により、多くの市民活動団体の信頼を得ることとなり、幅広いネットワークも形成されつつあります。

センター開設前に実施した市民活動実態調査（H12.9 実施）では、市内の市民活動団体数は約180団体でしたが、平成20年12月末現在のセンター登録団体数は269団体になり、着実に増加しています。その活動も保健・福祉、子どもの健全育成、文化・芸術、まちづくり、社会教育、環境など様々な分野で広がりをみせ、特定非営利活動促進法の法人格を取得する団体もあり、年々活動も活発になってきています。

センターを開設して7年が経過するなか、組織的に市民活動を行う団体の増加など、本市における市民活動は少しずつ根付いてきています。しかしながら、平成17年10月の旧1市4町の合併により市域が広がったことから、市全域における市民活動に対する支援や団体同士のネットワーク化など、団体支援機能の充実強化などが求められています。

今後、センターが市全域における効率的な拠点機能を十分に発揮できるように、市民活動の支援・交流拠点としてのセンター機能のあり方や活動拠点施設の適正配置、活動拠点機能の整備・再編について検討していきます。



3 提案型協働事業

(1) 行政提案型協働事業と市民提案型協働事業

市民の生活様式の変化や価値観の多様化等により、市民を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政には、今まで以上にきめ細かい対応や地域の特色を活かしたまちづくりが求められています。

一方市民には、自らの地域課題や社会的問題に対し主体的に取り組むという、地域力向上の意識も高まってきています。

こうした中で、自らの目指す社会的使命（ミッション）を達成するために活動している市民活動団体と行政が連携し、協働によるまちづくりに取り組むことで、より高い効果を期待することができます。

『提案型協働事業』は、行政が設定したテーマに対する事業又は市民活動団体から自由な提案に基づく事業を募集し、その中から協働事業としてふさわしい事業を選び、提案した市民活動団体に事業の実施を委託するものです。

この事業は、市内の様々な課題に対して、専門性や先駆性、機動性、地域性などの市民活動団体の特性を活かした企画提案を募集し、市民と行政が協働して事業を行いながら、実績を積み上げ、協働に対する考え方や取り組み方法を広く周知し、定着させることを目的に導入するものです。

まずは、市民活動団体と行政との協働のきっかけづくりを主眼に置いた提案型協働事業の実施について検討します。

① 行政提案型協働事業について

行政があらかじめ事業のテーマや内容を設定し、市民活動団体などから協働事業の企画提案を募集する『行政提案型協働事業』について検討します。

② 市民提案型協働事業について

市民活動団体などから新たな課題への対応や既存の事務事業について、提案を受ける『市民提案型協働事業』について検討します。

※ 事業の具体的な進め方や手続き等については、別に定めます。

(2) 事業推進体制

提案型協働事業の中には、市民活動団体の専門性や当事者性などを生かした新たな視点や発想に基づく地域課題や社会的課題の掘り起こし、その解決策も盛り込まれたものもあることから、その内容を十分検討し、市としても積極的に提案を取り入れていく姿勢が必要です。しかし、提案の中には、その内容が複数の所属にまたがるものも想定されます。そのような場合には、協働推進課が窓口となり、全庁的な視点に立ってコーディネートしていきます。

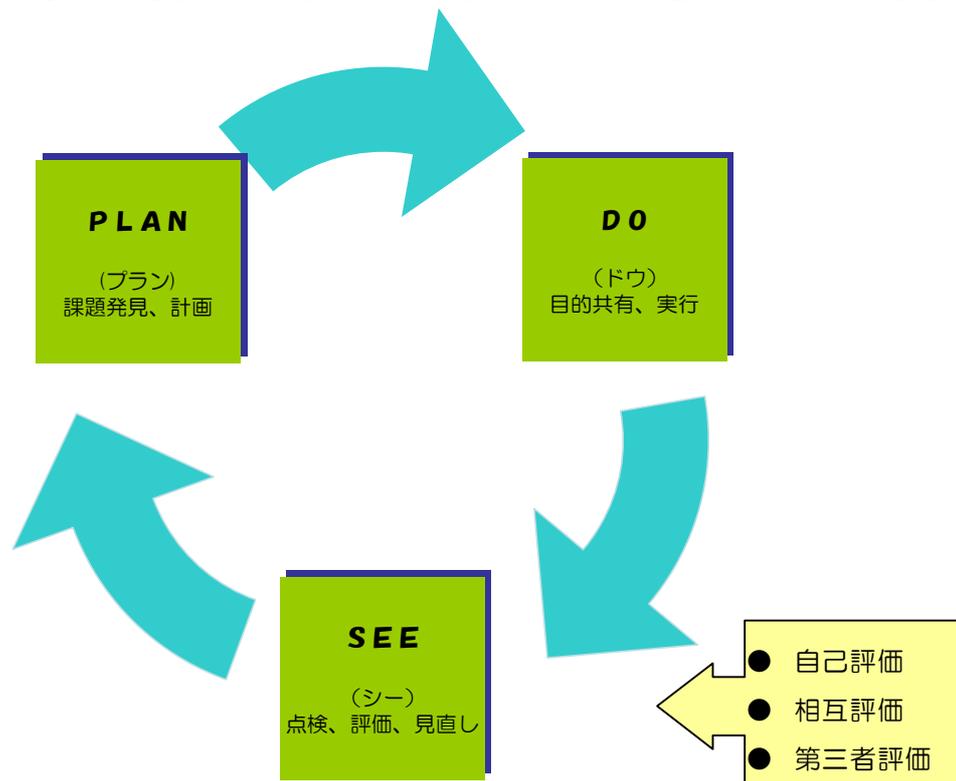
市では、こうした提案に対応し、協働を着実に推進するため、各所属に「協働推進員」を配置するとともに、提案された事業を検討するための「協働ラウンドテーブル」も開設する予定にしています。

4 協働の評価

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準にそって評価します。その評価に基づき見直しを行い、次の事業実施の計画づくりに役立てていきます。

下図のような【PLAN 課題発見、計画】→【DO 目的共有、実行】→【SEE 点検、評価、見直し】というPDSSマネジメントサイクルは、事業の計画立案や改善につなげる仕組みです。

評価方法は、事業実施後の自己評価、相互評価及び第三者による評価も検討していきます。



第2編

実行計画

推進項目一覧表

推進方針	推進施策	推進項目	推進項目の対象						
			市民	地域コミュニティ	市民活動団体	事業者	教育機関	行政	その他
I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます									
(1) 活動(交流)拠点機能の充実									
① 地域交流センターの設置			■	■	■	□	□	□	□
② 市民活動の拠点機能の充実・強化			□	□	■	□	□	□	□
(2) 活動の活性化、自主・自立のための活動支援、担い手の支援・育成									
① 自治会等自治振興交付金の創設・活用			□	■	□	□	□	□	□
② 地域づくり運営支援交付金の創設・活用			□	■	□	□	□	□	□
③ 地域づくり活動支援交付金の創設・活用			□	■	□	□	□	□	□
④ 市民活動交流事業補助金の見直し			□	□	■	□	□	□	□
⑤ コミュニティ活動保険の創設・活用			□	■	■	□	□	□	□
⑥ 地域づくり計画の作成支援			□	■	□	□	□	□	□
⑦ 地域コミュニティ等への補助金・助成金・交付金の見直し			■	■	□	□	□	□	□
⑧ 地域づくりアドバイザー(助言者)の派遣			□	■	□	□	□	□	□
(3) 資金確保支援機能の充実									
① 各種助成、補助金制度の情報提供			■	■	■	□	□	□	□
② 社会貢献活動に関する情報の収集、提供			□	□	■	□	□	□	□
③ 活動資金の確保・支援機能の研究			□	□	■	□	□	□	□
(4) 中間支援機能(相談・コーディネート機能)の充実									
① 市民活動支援センター機能の検討			■	□	■	□	□	□	□
② 地域交流センター機能の充実			■	■	■	□	□	□	□
③ 行政の協働相談窓口の設置			□	■	■	■	■	■	□
II 情報の共有化により、活動の活性化を図ります									
(1) 調査・研究機能の充実									
① 市民活動団体の実態調査の実施			□	□	■	□	□	□	□
② 市民活動の意識調査の実施			■	□	□	□	□	□	□
(2) 行政のまちづくり情報の提供・発信機能の充実									
① 市報の充実・活用			■	□	□	□	□	□	□
② ホームページの充実・活用			■	□	□	□	□	□	□
③ お気軽講座の充実			■	□	□	□	□	□	□
④ 協働リポーター(協働事例の取材)の設置			■	□	□	□	□	□	□
⑤ 協働によるまちづくりの副読本作成			□	□	□	□	□	□	■
⑥ 協働PR用リーフレットの作成			■	□	□	□	□	□	□
(3) 市民のまちづくり情報の提供・発信機能の充実									
① 自治会活動の手引きの見直し			□	■	□	□	□	□	□
② 市民活動ガイドブックの見直し			■	■	■	□	□	□	□
③ 活動事例集、協働事例集の作成			■	■	■	■	■	■	□
④ 活動報告会、協働事業報告会の開催			■	■	■	■	■	■	□
⑤ 地域コミュニティの情報発信の支援			□	■	□	□	□	□	□
(4) ネットワーク支援機能の充実									
① 人材や団体情報の集約、データベース化			■	■	■	■	■	□	□
② 協働ラウンドテーブル(情報交換・交流・協議の場)の開催			□	■	■	■	■	■	□

推進方針	推進施策	推進項目	推進項目の対象							
			市民	地域 コミュニ ティ	市民 活動団 体	事業 者	教育 機関	行政	その他	
		Ⅲ 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります								
		(1) 人材発掘・人材育成機能の充実								
		① 地域づくりリーダーの育成(講演会、研修会の開催)	■	■	□	□	□	□	□	□
		② コーディネーターの養成(講習会、講座の開催)	■	■	■	□	□	□	□	□
		(2) 人材支援機能の充実								
		① 市民活動支援センターの機能充実	□	□	■	□	□	□	□	■
		② 人材や団体情報の集約、データベース化	■	■	■	■	■	□	□	□
		③ 人材派遣・紹介のコーディネート	■	■	■	■	■	□	□	□
		Ⅳ 市政への参画と協働の実践を進めます								
		(1) 市政への参画の仕組みづくり								
		① 審議会等の委員のデータベース化	□	□	□	□	□	□	■	□
		② パブリック・コメント(意見募集)実施指針の周知	■	□	□	□	□	□	■	□
		③ 市政への参画機会の推進	■	□	□	□	□	□	■	□
		(2) 協働による事業の推進								
		① 市民活動交流事業補助金の見直し【再掲】	□	□	■	□	□	□	□	□
		② 提案型協働事業の検討、実施	□	■	■	□	□	□	□	□
		③ 協働ラウンドテーブル(情報交換・交流・協議の場)の開催【再掲】	□	■	■	■	■	■	■	□
		(3) 評価検証機能の充実								
		① 評価方法、仕組みづくりの検討	□	■	■	■	■	■	■	□
		② 市協働のまちづくり推進委員会による評価の実施	□	■	■	■	■	■	■	□
		Ⅴ 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います								
		(1) 庁内の協働推進体制の整備								
		① 全庁的な協働の推進(会議体の活用)	□	□	□	□	□	□	■	□
		② 行政の協働相談窓口の設置【再掲】	□	■	■	■	■	■	■	□
		③ 協働推進員の配置	□	□	□	□	□	□	■	□
		④ 協働推進会議の開催	□	□	□	□	□	□	■	□
		(2) 市職員の協働意識の向上								
		① 階層別・体系的な職員研修の実施	□	□	□	□	□	□	■	□
		② お気軽講座の充実【再掲】	■	□	□	□	□	□	□	□
		③ 職員ハンドブック(手引き)の作成	□	□	□	□	□	□	■	□
		(3) 市職員のまちづくりへの参加促進								
		① 地域活動や市民活動に対する職員参加の促進	□	□	□	□	□	□	■	□

※ 『■』が推進項目の対象です。

年度別実行計画

推進方針 I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます

推進施策 (1) 活動(交流)拠点機能の充実

整理番号	I - (1) - ①				
推進項目	① 地域交流センターの設置 【行政改革大綱推進計画】		担当課	協働推進課・生涯学習課・行革推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他 ()				
目的	地域コミュニティ活動や市民活動の活性化を図り、地域協働によるまちづくりを推進します。				
現状と課題	協働によるまちづくりを推進するためには、地域コミュニティの機能をさらに高める必要があります。また、地域課題の解決に向け、地域住民の誰もが地域づくりに参加できるように活動の拠点となる施設が必要となります。				
推進内容	現在の公民館(出張所を含む)について、社会教育法に基づく公民館としての機能に加え、自治会活動などの地域コミュニティ活動や市民活動による地域づくりを展開する拠点施設としての機能を持った「地域交流センター」として位置づけます。				
完了の目安	全ての公民館について地域交流センターを位置づけたときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施・完了予定			

整理番号	I - (1) - ②				
推進項目	② 市民活動の拠点機能の充実・強化		担当課	協働推進課・管財課・施設維持課	
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他 ()				
目的	市民活動団体等が活動・参加しやすいように、活動(交流)拠点機能の充実を図ります。				
現状と課題	合併により庁舎既存施設の有効活用が求められている中、市民活動団体には、身近な地域で活動が行える場所設置の要望があります。また、広域化した市域における拠点施設の適正配置並びに施設機能の明確化について検討がされていません。				
推進内容	市民活動団体が空き庁舎を利用できるように活動場所の確保・提供について検討します。また、市域全体を捉えた中で適正・効率的な市民活動の支援が行えるような拠点施設の配置やその施設機能について検討します。				
完了の目安	活動(交流)拠点の整備と市民活動団体の活動が側面的に支援できる環境づくりが整ったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	→	一部実施	実施	→

推進施策 (2) 活動の活性化、自主・自立のための活動支援、担い手の支援・育成

整理番号	I - (2) - ①				
推進項目	① 自治会等自治振興交付金の創設・活用		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他 ()				
目的	自治会等が行う自主的・自立的な地域活動が活発化するよう交付金による支援制度を創設します。				
現状と課題	自治会等の財政基盤は脆弱であり、地域活動の活性化には資金の確保が必要です。また、小規模な自治会等では、少子・高齢化等の進展により活動の維持が困難なところも発生しています。				
推進内容	自治会等の地域活動にかかる経費について、交付金による支援を行います。また、交付金の活用について、手引書を作成、配布することによりその制度の周知に努めます。				
完了の目安	各自治会等の活動が持続可能な状況になったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	I - (2) - ②				
推進項目	② 地域づくり運営支援交付金の創設・活用			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	地域づくり協議会の事務局運営の維持及び活性化のため、交付金による支援制度を創設します。				
現状と課題	地域づくり協議会の自主的・自立的な活動を維持するためには、安定した運営資金が必要ですが、地域づくり協議会の財政基盤は脆弱で、資金の確保が課題となっています。				
推進内容	地域づくり協議会の事務局員の雇用経費を主に、その他事務局運営に必要な経費について、交付金の交付による支援を行います。				
完了の目安	地域づくり協議会の事務局運営が持続可能な状況になったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	見直し・実施	実施

整理番号	I - (2) - ③				
推進項目	③ 地域づくり活動支援交付金の創設・活用			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	地域づくり協議会が地域課題の解決のために行う活動の活性化のために、交付金制度を創設します。				
現状と課題	地域づくり協議会が地域課題の解決のために活動するには活動資金が必要ですが、地域づくり協議会の財政基盤は脆弱で、資金の確保が課題となっています。				
推進内容	地域づくり協議会の活動に必要な経費について、交付金の交付による支援を行います。				
完了の目安	地域づくり協議会の活動が持続可能な状況になったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	見直し・実施	実施

整理番号	I - (2) - ④				
推進項目	④ コミュニティ活動保険の創設・活用			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民が安心してコミュニティ活動に参加できるよう支援するため、市コミュニティ活動保険制度を創設します。				
現状と課題	コミュニティ活動の促進を図るため、市内に活動の拠点を置くコミュニティ活動団体が活動の中で不測の事故により、損害賠償や傷害等が発生した場合これらを補償します。				
推進内容	コミュニティ活動団体が安心して活動できるよう市コミュニティ活動保険を周知するとともに、事故が発生した場合は、保険請求の手続きを行います。				
完了の目安	継続				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	見直し・実施	実施

整理番号	I - (2) - ⑤				
推進項目	⑤ 市民活動交流事業補助金の見直し		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を支援することにより、市民参加と交流による活動を推進します。				
現状と課題	平成14年に市民活動交流事業補助金交付要綱を制定し、現在、市民活動団体が新たに取り組む事業に対して財政的な支援を行っています。しかし、毎年度申請数が減少しています。				
推進内容	市民活動の活性化と団体の組織強化を図るため、市民活動交流事業補助金交付要綱を見直します。				
完了の目安	市民活動交流事業補助金の見直しを行い、市民活動団体が公益的な事業により取り組みやすくなったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

整理番号	I - (2) - ⑥				
推進項目	⑥ 地域づくり計画の作成支援		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	地域課題の解決のために、地域づくり協議会が地域の活動指針として定める地域づくり計画の策定を支援します。				
現状と課題	地域での課題解決のための活動を行うには、まず、住民自らが地域課題を把握し、その解決に向けた活動計画を策定し、地域内で共通認識を持つことが重要です。				
推進内容	市職員の計画策定会議への出席やアドバイザーの派遣あるいは先進事例の紹介等により、地域づくり協議会の地域づくり計画策定を支援します。				
完了の目安	全ての地域で総合的な地域づくり計画が策定されたときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	I - (2) - ⑦				
推進項目	⑦ 地域コミュニティ等への補助金・助成金・交付金の見直し		担当課	協働推進課・関係課	
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	各課から個別に交付している補助金等を整理統合し、地域にとって使い勝手のよい包括的な制度への移行を進めます。				
現状と課題	各課から各種団体に交付している補助金等は、それぞれ画一的な制度として運用されており、地域の実情にあった活用ができるよう制度の改正が必要なものがあります。				
推進内容	各課から各種団体に交付している補助金・助成金・交付金等を整理し、補助金等の制度の趣旨に照らし、統合可能なものから段階的に統合し、包括的な支援制度を創設します。				
完了の目安	統合可能な制度の統合が全て終了したときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	検討・周知	実施	→	→

整理番号	I - (2) - ⑧				
推進項目	⑧ 地域づくりアドバイザーの派遣			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域コミュニティ <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
目的	地域づくり協議会の立ち上げや組織運営が円滑に行えるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度を創設します。				
現状と課題	地域内において活動を行う各種団体が連携し、地域が一体となって地域課題の解決に取り組む組織体の必要性が増していますが、地域によっては立ち上げに関するノウハウの提供や運営に関するアドバイスを行う必要があります。				
推進内容	地域からの要望により、地域づくり協議会の立ち上げや運営に関し必要なアドバイスを行う地域づくりアドバイザー制度を創設し、各地域に派遣します。				
完了の目安	全ての地域において、地域づくり協議会が設立され、自立した組織運営が行われる状況になったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	検討・一部実施	実施	→	→

推進施策 (3) 資金確保支援機能の充実

整理番号	I - (3) - ①				
推進項目	① 各種助成、補助金制度の情報提供			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域コミュニティ <input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
目的	市民の自主的な地域活動を促進するための各種助成・補助金制度の情報提供を行います。				
現状と課題	現在、自治会活動の手引き等により市の地域活動に対する助成、補助金制度の周知を図っていますが、対象ごとに対応しています。あらゆる活動主体に対する助成、補助金制度の総合的な情報提供は行われていません。				
推進内容	地域内で協働するあらゆる主体に対する各種助成、補助金制度について、冊子の作成、配布や市ホームページへの掲載などによって総合的な情報提供を検討します。				
完了の目安	各種助成や補助金制度に関する情報提供が円滑に実施できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	検討・一部実施	実施	→	→

整理番号	I - (3) - ②				
推進項目	② 社会貢献活動に関する情報の収集、提供			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ <input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
目的	事業者の社会貢献活動に関する情報提供を行います。				
現状と課題	近年、事業者の社会貢献活動が社会から注目されています。市民活動支援センターでは、市民活動団体等に対する各種助成制度など、財団の社会貢献活動に関する情報を収集し、ホームページ等で情報提供を行っています。その情報は様々な市民活動団体で活用されています。				
推進内容	市民活動支援センターのホームページ等で財団からの資金支援情報などを引き続きわかりやすく情報提供を行います。				
完了の目安	市民活動団体が独自で情報収集ができるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	I - (3) - ③				
推進項目	③ 活動資金の確保・支援機能の研究			担当課	協働推進課・関係課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民活動団体等への新たな財政的支援策について検討します。				
現状と課題	市民活動団体は財政基盤が脆弱であり、活動資金の確保が課題となっています。				
推進内容	市民活動を促進するため、市民や企業等から寄付を募り、市民活動団体に助成するための基金の創設など資金確保支援機能の研究を行います。				
完了の目安	資金確保支援機能について検討し、その方向性の結論が出たときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		実施	→		

推進施策 (4) 中間支援機能(相談・コーディネート機能)の充実

整理番号	I - (4) - ①				
推進項目	① 市民活動支援センター機能の検討			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民活動支援センターにおいて、中間支援機能（コーディネート機能）の充実を図ります。				
現状と課題	現在の市民活動支援センターは、市民活動のきっかけづくりや団体支援を中心とした機能を担っています。今後、市民活動を活性化するためには、市民活動団体同士や市民活動団体と行政の間をつなぐなどの中間支援機能の充実が必要となっています。				
推進内容	市民が市民活動に参加しやすい環境を作ったり、市民活動団体の設立や運営について適切なアドバイスを行ったり、市民活動団体と行政の間をつなぐコーディネーター役を担うなど、市民活動の総合相談窓口機能の充実について検討します。				
完了の目安	市民活動支援センター機能について検討し、その取り組みが実践されるようになったときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	→	→	実施	→

整理番号	I - (4) - ②				
推進項目	② 地域交流センター機能の充実			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	地域交流センターにおいて、コーディネート機能の充実を図ります。				
現状と課題	協働を進めるためには、仲介役としての中間支援拠点の機能が重要な役割を果たします。市民活動に関する情報提供や相談、市民活動団体同士のネットワークづくりなど市民活動支援のための様々な機能を有するほか、協働を推進するためのコーディネーター役を担うものと期待しています。				
推進内容	平成21年度に市内20地域で地域交流センターが設置されます。市民活動団体と行政や地域コミュニティとの調整等を行う中間支援機能の充実を図るため、地域の実情に応じた地域交流センター機能のあり方について検討します。				
完了の目安	地域交流センターが地域づくりの拠点として市民に定着し、この拠点を中心に地域づくりが進むようになったときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	→	実施	→

整理番号	I - (4) - ③				
推進項目	③ 行政の協働相談窓口の設置			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域コミュニティ <input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 教育機関 <input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
目的	地域コミュニティや市民活動団体などと行政をつなぐ役割を担う窓口を設置し、円滑な協働事業を進めます。				
現状と課題	地域コミュニティや市民活動団体などと行政の間を取り持つ窓口がなく、相談先が明確になっていません。また、地域課題の解決に向けて、様々な主体と中立的な立場で調整を行う機能がありません。				
推進内容	協働推進課に協働の相談窓口を設置します。 地域コミュニティや市民活動団体、また行政内部からの協働に関する相談やコーディネート（調整業務）等を行います。				
完了の目安	地域コミュニティや市民活動団体などと行政の協働による事業が円滑に進むようになったときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

推進方針Ⅱ 情報の共有化により、活動の活性化を図ります

推進施策（1）調査・研究機能の充実

整理番号	Ⅱ - (1) - ①				
推進項目	① 市民活動団体の実態調査の実施	担当課	協働推進課		
実施主体	行政・市民活動団体				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民活動団体の実態を調査し、今後の市民活動支援の方向性と支援施策を検討します。				
現状と課題	市民活動団体の現状や抱える課題、市の支援施策に対する意見等の把握による今後の支援施策、具体的事業への反映が行われるような仕組みづくりが必要です。				
推進内容	市民活動団体の実態調査を行い、市民活動団体に関する支援施策の充実を検討します。				
完了の目安	市民活動団体のニーズを把握し、情報を共有したときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施			実施

整理番号	Ⅱ - (1) - ②				
推進項目	② 市民活動の意識調査の実施	担当課	協働推進課		
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民の市民活動に対する意識を調査し、今後の市民活動支援の方向性と支援施策を検討します。				
現状と課題	新たな公共の担い手として注目されている市民活動に対して、市民がどのようなイメージを持っているのかについて、全市的な意識調査を実施したことがありません。				
推進内容	市民活動について市民の意識を調査し、今後の施策を検討します。				
完了の目安	市民活動に対する市民の意識を調査し、情報を共有したときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施			実施

推進施策（2）行政のまちづくり情報の提供・発信機能の充実

整理番号	Ⅱ - (2) - ①				
推進項目	① 市報の充実・活用	【行政改革大綱推進計画】	担当課	広報広聴課・関係課	
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民により分かりやすく情報を提供し、市政についての周知を図ります。				
現状と課題	市民モニター等の意見を活用し、市民にわかりやすい表現による紙面づくりと関心事として受け入れられやすい内容の掲載を通じた広報が求められています。				
推進内容	モニター制度の活用や有識者の意見を聞くなど、市民の声を積極的に市報の編集に取り入れるとともに、市報の紙面構成の見直しや提供する情報の整理を行い、分かりやすい市報づくりに取り組みます。 また、市報を読む市民との双方向性を高める手法について検討します。				
完了の目安	市民に分かりやすく市政情報の提供が行えるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	Ⅱ - (2) - ②				
推進項目	② ホームページの充実・活用		【行政改革大綱推進計画】	担当課	広報広聴課・関係課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	即時性、双方向性、検索性など、ホームページの特性を生かした情報提供により、市政についての周知を図ります。				
現状と課題	近年、市ホームページは、情報掲載の即時性や、情報掲載量などから、市政情報の共有を図る非常に有効な手段となってきました。現在、より一層の掲載内容の充実や、使いやすいホームページの運営が求められています。				
推進内容	施政方針や定例記者会見の内容をはじめ、よくある質問とその回答を掲載するなど、ページ情報を充実させ、便利で使いやすいホームページの運営を図るとともに、より多くの市民がホームページを閲覧するような取り組みを推進します。				
完了の目安	ホームページの特性を生かした情報提供を行い、多くの市民が市政情報を取得するようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	Ⅱ - (2) - ③				
推進項目	③ お気軽講座の充実		【行政改革大綱推進計画】	担当課	生涯学習課・関係課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民のニーズに応じた市政の情報を分かりやすく説明します。				
現状と課題	市民が気軽に学習できる機会を提供し、学習した成果を生活や地域の中でいかすことができるよう、メニューの一層の充実が求められるとともに、広く市民に周知する取り組みが必要です。				
推進内容	職員が市民の知りたい情報を分かりやすく説明するとともに、質疑や意見交換等を行うお轻轻松講座について、市民に親しみやすいメニューへの再編など、より多くの市民が利用するような取り組みを推進します。				
完了の目安	多くの市民がお轻轻松講座を活用し、必要な情報の内容を容易に理解できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	Ⅱ - (2) - ④				
推進項目	④ 協働リポーター（協働事例の取材）の設置		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	協働の実例について市民の目線による情報発信を行います。				
現状と課題	協働の事例は、市民又は行政からも十分に情報発信が行われていません。市民の目を通した情報発信も必要です。				
推進内容	市民からリポーター役を公募し、協働の実例（事業内容、効果、うまくいった点、苦労した点、改善点等）をリポートします。その報告は、ホームページや事例集などにまとめ、広報します。				
完了の目安	市民と行政の協働が円滑に実施されるようになり、市民と行政の間に協働が定着したときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

整理番号	Ⅱ - (2) - ⑤				
推進項目	⑤ 協働によるまちづくりの副読本作成			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 ■その他（ 小学4年生 ）				
目的	将来のまちづくりの担い手である小学生に協働について理解を深めてもらい、まちづくりへの参加を促進します。				
現状と課題	地域と教育機関が連携し、地域づくりに小学生等が参加しているところもあります。しかしながら、協働ということについて十分な情報発信がされていません。				
推進内容	身近なところから協働によるまちづくりが実践できることについて理解を深めてもらうため、小学4年生を対象に協働によるまちづくりの副読本を配布し、協働の考え方を周知していきます。				
完了の目安	市民と行政の協働が円滑に実施されるようになり、市民と行政の間に協働が定着したときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

整理番号	Ⅱ - (2) - ⑥				
推進項目	⑥ 協働PR用リーフレットの作成			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	協働のまちづくり条例や協働推進プランの内容を市民に発信します。				
現状と課題	本市の協働の進め方を市民に周知する冊子などはありません。				
推進内容	協働のまちづくり条例や協働推進プランの内容を市民にわかりやすく発信するため、リーフレットを作成し、配布します。				
完了の目安	市民と行政の協働が円滑に実施されるようになり、市民と行政の間に協働が定着したときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

推進施策（3）市民のまちづくり情報の提供・発信機能の充実

整理番号	Ⅱ - (3) - ①				
推進項目	① 自治会活動の手引きの見直し			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	自治会をはじめとする様々な地域コミュニティと連携を深め、協働によるまちづくりを進めます。				
現状と課題	自治会や町内会は、住民相互の親睦や相互扶助を図るなど、住民にとって一番身近な基礎的なコミュニティです。しかし、自治会長が持ち回りで1年又は2年単位で交代するという自治会も多く、円滑な自治会運営を行うための支援が必要となっています。				
推進内容	自治会に関係する必要な情報を毎年度更新し、参考資料となる自治会活動の手引きを自治会長に配布し、自治会活動を支援します。				
完了の目安	自治会活動の手引きによって情報提供を図ることにより、自治会業務が円滑に進み、自治会活動がより活発化したときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	Ⅱ - (3) - ②				
推進項目	② 市民活動ガイドブックの見直し			担当課	協働推進課
実施主体	行政・市民活動団体				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民活動団体と連携を深め、協働によるまちづくりを進めます。				
現状と課題	平成16年度に市民活動ガイドブックが発行され、その後更新がされていません。				
推進内容	市民活動の社会的認知や参加の促進といった市民等への普及・啓発の体制の充実を図るため、これまでの市民活動ガイドブックの内容を見直し、市のホームページなどに掲載します。				
完了の目安	市民活動ガイドブックの見直しにより、市民活動の社会的認知が進んだときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	→	実施	→	→

整理番号	Ⅱ - (3) - ③				
推進項目	③ 活動事例集、協働事例集の作成			担当課	協働推進課
実施主体	行政・市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・教育機関				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	協働の先進事例を紹介することにより、協働を身近なものとし、推進していきます。				
現状と課題	市内での協働の事例などを紹介する媒体はありません。				
推進内容	市民と行政の協働事業や地域づくり協議会等の活動内容等について、協働リポーターなどがレポート（取材）した内容や地域づくり協議会が行った地域活動などを事例集としてまとめ、市のホームページなどに公開します。				
完了の目安	先進事例を参考に、協働が推進されるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討・実施	実施	→	→

整理番号	Ⅱ - (3) - ④				
推進項目	④ 活動報告会、協働事業報告会の開催			担当課	協働推進課・関係課
実施主体	行政・市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・教育機関				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	協働の活動事例や先進事例を紹介し、協働によるまちづくりを推進します。				
現状と課題	現在、協働に関する情報を発信したり、活動報告などを通じた情報を共有する機会はありません。				
推進内容	協働に関する情報の共有化を図るとともに、先進事例を参考として各地域などの取り組みに生かすため、活動内容や協働事例を発表する機会をつくります。				
完了の目安	各地域で協働事例が共有され、実践されるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

整理番号	Ⅱ - (3) - ⑤				
推進項目	⑤ 地域コミュニティの情報発信の支援	担当課	協働推進課・広報広聴課		
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	地域コミュニティの活動等に関する情報発信のための支援を行います。				
現状と課題	地域コミュニティ活動の情報発信源は、定期的な会報誌等が主なものとなっています。地域内外の誰もが、いつでも情報を取得し、共有できるようにするためには、地域コミュニティによるホームページの開設や携帯メールなどを利用した情報発信なども有効な手段の一つと考えられます。しかし、市内の地域コミュニティが様々な手段を使って情報発信するための支援が必要になります。				
推進内容	地域内での情報の共有化を促進するため、地域コミュニティが地域の情報を様々な手段を使って発信するための支援を行います。				
完了の目安	全ての地域で、地域情報が円滑に発信されたときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

推進施策 (4) ネットワーク支援機能の充実

整理番号	Ⅱ - (4) - ①				
推進項目	① 人材や団体情報の集約、データベース化	担当課	協働推進課		
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	学びあう人々、支え合う人々が今よりもいっそう多くなります。				
現状と課題	市民活動支援センター「さぼらんて」に登録されている市民活動団体の団体情報はデータベース化され、ホームページに公開されています。しかし、様々な活動に協力や指導してくれる人材の登録制度はありません。				
推進内容	地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動など様々な活動に対して、協力・指導してくれる方（個人・団体）を登録し、その情報を発信する仕組みをつくります。				
完了の目安	人材や団体情報が登録され、その仕組みが確立されたときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

整理番号	Ⅱ - (4) - ②				
推進項目	② 協働ラウンドテーブル（情報交換・交流・協議の場）の開催	担当課	協働推進課・関係課		
実施主体	行政・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・教育機関				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	協働を進めるうえでの情報交換や交流、協議を行う場を設定します。				
現状と課題	協働を推進するには、各主体が保有する情報を交換するなど、情報の共有化を図ることは非常に重要です。しかし、課題を発掘したり、協働を進める過程の中で、各協働主体が一同に会し、情報交換や交流、協議を行う場がありません。また、提案型協働事業を協議する場が必要となります。				
推進内容	地域課題の発掘やその解決に向けた協働による事業を円滑に進めるため、協働の主体（地域コミュニティ、市民活動団体、行政の担当課）、協働推進課職員などで構成される協働ラウンドテーブルを開催し、情報交換や交流、協議の場をつくります。				
完了の目安	ラウンドテーブルが機能し、課題解決や協働の主体同士での情報共有が図られるようになったときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

推進方針Ⅲ 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります

推進施策（1）人材発掘・人材育成機能の充実

整理番号	Ⅲ - (1) - ①				
推進項目	① 地域づくりリーダーの育成（講演会、研修会の開催）		担当課	協働推進課	
実施主体	行政・地域コミュニティ				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	地域づくりのリーダーを発掘又は育成し、地域の自主的かつ自立的な活動を促進します。				
現状と課題	様々な地域の活動が活性化するためには、地域の中に他との調整を図りながら、リーダーシップを発揮するような役割を担う存在が必要であり、そうした人材の育成が急務となっています。				
推進内容	地域づくりのリーダーを発掘又は育成するため、講演会や研修会等を通じて人材の発掘や育成を行います。				
完了の目安	地域のリーダーが育ち、自主的・自立的な活動が定着したときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討・一部実施	実施	→	→

整理番号	Ⅲ - (1) - ②				
推進項目	② コーディネーターの養成（講習会、講座の開催）		担当課	協働推進課	
実施主体	行政・地域コミュニティ・市民活動団体				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	協働の主体との中立的な調整役を担うコーディネーターを養成します。				
現状と課題	協働によるまちづくりを推進するには、協働主体のそれぞれの特性と能力が発揮できるよう、両者を取り持ちながら事業を進める中立的かつ総合的な調整役を担うコーディネーターの存在が不可欠です。そうした人材の育成が急務となっています。				
推進内容	コーディネーターを育成するための講座や講習会を開催し、コーディネーターを養成します。				
完了の目安	コーディネーターが育成され、協働が円滑に進むようになったときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

推進施策（2）人材支援機能の充実

整理番号	Ⅲ - (2) - ①				
推進項目	① 市民活動支援センターの機能充実		担当課	協働推進課	
実施主体	行政・市民活動団体・中間支援組織				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 ■その他（ 中間支援組織 ）				
目的	市民活動支援センターの機能を充実し、中間支援組織の育成を支援します。				
現状と課題	市民活動支援センターは、平成13年12月の開設以来、「市民活動のきっかけづくり」に主体を置きながら市民活動の側面的支援に取り組んできましたが、市民活動支援センターの機能を再構築する必要性が生じてきています。				
推進内容	中間支援組織と他の市民活動団体との連携を促進し、より市民活動の活発化を図るため、中間支援組織の育成やその組織自体のスキルアップに対する支援などについて検討します。				
完了の目安	市民活動支援センターの機能が充実し、市内に中間支援組織が増えたときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	→	→	実施	→

整理番号	Ⅲ - (2) - ②				
推進項目	② 人材や団体情報の集約、データベース化 【再掲】		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	学びあう人々、支え合う人々が今よりもいっそう多くなります。				
現状と課題	市民活動支援センター「さぼらんて」に登録されている市民活動団体の団体情報はデータベース化され、ホームページに公開されています。しかし、様々な活動に協力や指導してくれる人材の登録制度はありません。				
推進内容	地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動など様々な活動に対して、協力・指導してくれる方（個人・団体）を登録し、その情報を発信する仕組みをつくります。				
完了の目安	人材や団体情報が登録され、その仕組みが確立されたときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

整理番号	Ⅲ - (2) - ③				
推進項目	③ 人材派遣・紹介のコーディネート		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	協働サポーターに登録された人材や団体と専門知識や技能等を必要とする団体の橋渡しを行います。				
現状と課題	今後、市民活動の充実や発展により、活動分野ごとの専門知識や技能など、様々な分野や多岐にわたる個別の活動内容に対する助言又はノウハウの提供のニーズが高まるとともに、組織運営や会計、税務、労務などの専門的事項に対するアドバイスのニーズが高まってくる考えられます。				
推進内容	市民活動や地域コミュニティ活動の活性化を図るため、支援を必要とする団体に対してデータベースに登録された団体や人材を派遣し、ノウハウの提供、専門的な指導や適切な助言、専門有識者を紹介する仕組みを検討します。				
完了の目安	必要な人的な支援が行われ、市民活動や地域コミュニティ活動の活性化が図られたときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

推進方針Ⅳ 市政への参画と協働の実践を進めます

推進施策（1）市政への参画の仕組みづくり

整理番号	Ⅳ - (1) - ①				
推進項目	① 審議会等の委員のデータベース化			担当課	職員課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	市が設置する審議会等の委員について情報を一元化を図ります。				
現状と課題	審議会等の委員名簿については、各担当所管課が管理しており、全庁的な共有化がなされていない状況であるため、各委員単位の委嘱状況の把握が困難である。				
推進内容	『審議会等の設置に関する指針』を職員に周知するとともに、各委員単位の委嘱状況をデータベース化することにより一元管理を行い、全庁的に情報の共有化を図ります。				
完了の目安	共有化の仕組みが完成した時に完了します。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討・実施	実施	→	→

整理番号	Ⅳ - (1) - ②				
推進項目	② パブリック・コメント実施指針の周知			担当課	協働推進課・広報広聴課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	パブリック・コメントの制度について周知を図ります。				
現状と課題	平成20年3月にパブリック・コメント実施指針を策定し、市の基本的な計画等の策定過程においてはパブリック・コメントを実施して市民から意見募集を行っていますが、意見数が少ないものもあります。				
推進内容	ホームページなどを活用し、制度の周知を図ります。また、必要に応じて指針を見直します。				
完了の目安	パブリック・コメントの制度が市民に理解されたときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	見直し・実施	実施	→

整理番号	Ⅳ - (1) - ③				
推進項目	③ 市政への参画機会の推進			担当課	協働推進課・企画経営課・広報広聴課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	市民の市政への参画を推進します。				
現状と課題	本市ではこれまでにパブリック・コメントの実施や審議会等での公募枠の拡大、移動市長室の開催など、市民が市政に参画する機会を検討し、実施しています。				
推進内容	自治会等の地域活動にかかる経費について、交付金による支援を行います。また、交付金の活用について、手引書を作成、配布することによりその制度の周知に努めます。				
完了の目安	市民が市政に対し積極的に参画するようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

推進施策（2）協働による事業の推進

整理番号	Ⅳ - (2) - ①				
推進項目	① 市民活動交流事業補助金の見直し 【再掲】		担当課	協働推進課	
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を支援することにより、市民参加と交流による活動を推進します。				
現状と課題	平成14年に市民活動交流事業補助金交付要綱を制定し、現在、市民活動団体が新たに取り組む事業に対して財政的な支援を行っています。しかし、毎年度申請数が減少しています。				
推進内容	市民活動の活性化と団体の組織強化を図るため、市民活動交流事業補助金交付要綱を見直します。				
完了の目安	市民活動交流事業補助金の見直しを行い、市民活動団体が公益的な事業により取り組みやすくなったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

整理番号	Ⅳ - (2) - ②				
推進項目	② 提案型協働事業の検討、実施		担当課	協働推進課・関係課	
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ ■市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民活動団体と行政の協働を推進するため、提案型協働事業の具体的な進め方を示します。				
現状と課題	提案型協働事業の対象となる事業は多種多様で、柔軟な対応も必要となります。こうしたことから、円滑な事業実施のため、具体的な実施方法を示したものが必要となります。				
推進内容	提案型協働事業の内容や具体的な進め方について、市協働のまちづくり推進委員会の意見も聴きながら、検討します。また、その実施要項を作成し、モデル事業を実施します。				
完了の目安	提案型協働事業が円滑に進んだときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

整理番号	Ⅳ - (2) - ③				
推進項目	③ 協働ラウンドテーブル（情報交換・交流・協議の場）の開催 【再掲】		担当課	協働推進課・関係課	
実施主体	行政・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・教育機関				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	協働を進めるうえでの情報交換や交流、協議を行う場を設定します。				
現状と課題	協働を推進するには、各主体が保有する情報を交換するなど、情報の共有化を図ることは非常に重要です。しかし、課題を発掘したり、協働を進める過程の中で、各協働主体が一同に会し、情報交換や交流、協議を行う場がありません。また、提案型協働事業を協議する場が必要となります。				
推進内容	地域課題の発掘やその解決に向けた協働による事業を円滑に進めるため、協働の主体（地域コミュニティ、市民活動団体、行政の担当課）、協働推進課職員などで構成される協働ラウンドテーブルを開催し、情報交換や交流、協議の場をつくります。				
完了の目安	ラウンドテーブルが機能し、課題解決や協働の主体同士での情報共有が図られるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

推進施策（3）評価検証機能の充実

整理番号	Ⅳ - (3) - ①				
推進項目	① 評価方法、仕組みづくりの検討		担当課	協働推進課	
実施主体	行政・協働のまちづくり推進委員会				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、協働の評価方法等について検討します。				
現状と課題	協働の目的を明確にし、活動の結果や成果を評価することが必要です。その評価も自己評価、相互評価、第三者評価が考えられますが、その評価方法がないため、検討が必要です。				
推進内容	自己評価、相互評価、第三者評価の方法について検討します。 具体的な評価方法については、協働のまちづくり推進委員会の意見も聴きながら検討します。 ※ 事務事業報告書の様式変更の依頼				
完了の目安	協働の評価方法が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討	実施	→	→

整理番号	Ⅳ - (3) - ②				
推進項目	② 市協働のまちづくり推進委員会による評価の実施		担当課	協働推進課	
実施主体	行政・協働のまちづくり推進委員会				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民とともに協働の評価を行います。				
現状と課題	市民と行政の協働を円滑に推進するには、第三者による協働の評価や見直しが必要となります。				
推進内容	協働のまちづくり条例の理念に基づく協働推進プランにより「協働」の推進を図ります。今後、協働のまちづくり推進委員会での進捗状況を検証、評価を行い、市民の協働に対する理解や実践の進捗を見極めながら、時代の変化に応じて条例の見直しや協働の成熟段階に応じた施策について検討します。				
完了の目安	協働の評価方法が確立され、協働が円滑に進むようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		検討・実施	実施	→	→

推進方針 V 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います

推進施策 (1) 庁内の協働推進体制の整備

整理番号	V - (1) - ①				
推進項目	① 全庁的な協働の推進（会議体の活用）			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	市役所内部の協働の推進体制を整備することにより、情報伝達や情報共有、事業調整を図ります。				
現状と課題	協働の一主体となる行政も協働の考え方を理解しなければいけません、行政内部には十分浸透していません。また、推進体制が整備されていません。				
推進内容	経営会議や政策管理室長会議などの会議体を活用し、協働を推進します。				
完了の目安	各分野で協働が進むようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	V - (1) - ②				
推進項目	② 行政の協働相談窓口の設置 【再掲】			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 ■地域コミュニティ ■市民活動団体 ■事業者 ■教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	地域コミュニティや市民活動団体などと行政をつなぐ役割を担う窓口を設置し、協働による事業を円滑に進めます。				
現状と課題	地域コミュニティや市民活動団体などと行政の間を取り持つ窓口がなく、相談先が明確になっていません。また、地域課題の解決に向けて、様々な主体と中立的な立場で調整を行う機能がありません。				
推進内容	協働推進課に協働の相談窓口を設置します。 地域コミュニティや市民活動団体、また行政内部からの協働に関する相談やコーディネート（調整業務）等を行います。				
完了の目安	地域コミュニティや市民活動団体などと行政の協働による事業が円滑に進むようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

整理番号	V - (1) - ③				
推進項目	③ 協働推進員の配置			担当課	協働推進課・全所属
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	各所属に協働を推進する体制をつくります。				
現状と課題	職員に協働の考え方が浸透していません。また、提案型協働事業の実施方法についても周知する必要があります。				
推進内容	各所属に協働推進員を配置し、所属内の職員に協働や協働推進プランの内容を周知・推進します。 また、提案型協働事業を実施する場合、各所属での窓口となり、協働推進課とともに協働の推進役を担います。				
完了の目安	各所属で協働が進むようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	→

整理番号	V - (1) - ④				
推進項目	④ 協働推進会議の開催			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	各所属に協働を推進する体制をつくり、情報の共有化を図ります。				
現状と課題	市役所内部で協働に関する情報を共有したり、伝達する場がありません。				
推進内容	各所属から選任された協働推進員を構成員とした協働推進会議を開催し、情報の共有化を図ります。また、取組事例を発表するなどの周知活動を行い、市役所全体で協働による事業を推進します。				
完了の目安	協働の考え方が市役所全体で共有され、協働が円滑に進むようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
		実施	→	→	→

推進施策 (2) 市職員の協働意識の向上

整理番号	V - (2) - ①				
推進項目	① 階層別・体系的な職員研修の実施			担当課	職員課・協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	□市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 ■行政 □その他（ ）				
目的	協働の研修を通じ、協働の趣旨や必要性等を職員に周知し、事業推進と既存事業の見直しを行います。				
現状と課題	協働の趣旨が職員に十分に浸透していないため、地域コミュニティや市民活動団体などの協働が十分に進んでいません。				
推進内容	各階層ごとに協働の実践に必要なスキル（技能、技術）を検討し、研修計画を作成します。この計画に基づき、階層別・体系別の協働に関する職員研修会や講演会等を開催することにより、市職員の協働に関する意識醸成を図ります。				
完了の目安	協働の考え方が市役所全体で共有され、協働が円滑に進むようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討・実施	→	実施	→	→

整理番号	V - (2) - ②				
推進項目	② お気軽講座の充実 【再掲】			担当課	生涯学習課・関係課
実施主体	行政				
推進項目対象	■市民 □地域コミュニティ □市民活動団体 □事業者 □教育機関 □行政 □その他（ ）				
目的	市民のニーズに応じた市政の情報を分かりやすく説明します。				
現状と課題	市民が気軽に学習できる機会を提供し、学習した成果を生活や地域の中でいかすことができるよう、メニューの一層の充実が求められるとともに、広く市民に周知する取り組みが必要です。				
推進内容	職員が市民の知りたい情報を分かりやすく説明するとともに、質疑や意見交換等を行うお気軽講座について、市民に親しみやすいメニューへの再編など、より多くの市民が利用するような取り組みを推進します。				
完了の目安	多くの市民がお気軽講座を活用し、必要な情報の内容を容易に理解できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	実施	→	→	→	→

整理番号	V - (2) - ③				
推進項目	③ 職員ハンドブックの作成			担当課	協働推進課
実施主体	行政				
推進項目対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()				
目的	職員に協働についてわかりやすく説明し、協働を推進します。				
現状と課題	協働に関する内容について職員に示されたものはありません。				
推進内容	協働の進め方などを説明した職員ハンドブックを作成し、職員に協働の趣旨や必要性等を周知します。				
完了の目安	協働の考え方が市役所全体で共有され、協働が円滑に進むようになったときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	実施	→	→	見直し・実施

推進施策 (3) 市職員のまちづくりへの参加促進

整理番号	V - (3) - ①				
推進項目	① 地域活動や市民活動に対する職員参加の促進			担当課	協働推進課・職員課
実施主体	行政				
推進項目対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()				
目的	市職員も一市民としてまちづくりへの参加を促進します。				
現状と課題	職員アンケートによると、職員の約75%が様々な形で地域のまちづくりに参加していますが、より地域への参加を促進する必要があります。				
推進内容	職員に一市民として地域活動や市民活動への参加や協力を促すとともに、参加しやすい環境づくりについて検討します。				
完了の目安	地域社会の一員として職員が積極的にまちづくりに参加したときを完了とします。				
年次計画	H20	H21	H22	H23	H24
	検討	検討・実施	実施	→	→

山口市協働推進プラン

【お問い合わせ先】

山口市 自治振興部 協働推進課 協働推進担当

連絡先 〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2965

FAX 083-934-2702

E-mail kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp